

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（7）（22. 1 定）			
日 時	平成 22 年 3 月 11 日（木）	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 00 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横田委員長、菊地副委員長、千葉・成田（祐）・高橋・佐藤・濱本・斎藤（博）・古沢 各委員		
説明員	市長、副市長、総務・財政・医療保険各部長、会計管理者 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、佐藤委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、吹田委員が成田祐樹委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、山田委員が佐藤委員に、山口委員が斎藤博行委員に、成田晃司委員が濱本委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○医療保険部長

3月4日の予算特別委員会総括質疑の中島委員の質問において、乳幼児医療等に係る関係書類の保存期間等についての答弁の中で、「隠してもいざれわかる」というような不適切な表現がございましたので、訂正をし、改めて説明をさせていただきます。

乳幼児医療等に係る関係書類の保存期間等の錯誤については、本定例会の予算特別委員会の集中審議において、原因の究明や損失補てん、再発防止策等とともに、詳細な報告を予定しておりました。厚生常任委員会において意図的に報告しなかったということではありません。

先日の答弁を訂正させていただき、おわび申し上げます。

○委員長

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「高額療養費未請求事件調査検討委員会報告書について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

本日の委員会に提出しました調査検討委員会の報告書について、順に説明をいたします。

初めに、1 ページ、（1）未請求問題発生に至る事実関係の詳細についてであります。

2 ページに移ります。

「①福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求について」、これにつきましては、公表した分と、それから厚生常任委員会でのほうでも一度説明しておりますけれども、簡単に概要について説明いたします。

まず、概要につきましては、小樽市福祉医療助成制度に係る高額療養費の立替金について、長期にわたり不適切な事務取扱（未請求）があることが判明しました。福祉医療助成制度には、重度心身障害者医療助成制度・ひとり親家庭等医療助成制度・乳幼児等医療助成制度があり、これら的高額療養費については、自己負担限度額を超えた分を市がいったん立替払しているため、後日、本人から委任状を徴し、本人にかわって各保険者に請求し、歳入として受けることになっております。

（「説明中ですが」と呼ぶ者あり）

○委員長

古沢委員。

○古沢委員

本委員会で説明済みの部分は飛ばして、この集中審議用に新たに入れた分だけ説明してください。

○委員長

現在、理事者からの説明中であります。事前に申出がありましたので、報告の要旨は、そのとおりにやっていただきたいと思います。さらに、古沢委員から発言がありましたところについては、徹底的に説明をお願いします。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

では、御指摘を受けましたので、簡単に要旨だけを説明いたします。

○委員長

今のところは大事なところなので読み上げたということだと認識します。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今の続きですけれども、概要について、また、市が支払った医療助成費の 2 分の 1 は北海道の補助対象になっています。今回、この保険者への高額療養費の請求及びこれに付随する業務において、平成14年度から18年度までの 5 年間、不適切な事務取扱があったことが判明しました。保険者への高額療養費の請求時効は 2 年間のため、これらはいずれも時効が成立し、今後、保険者へ請求することができず、市に損失を及ぼすこととなったものであります。

なお、経緯につきましては、21年1月に行われた北海道の事務指導検査が発端であります。その後、市の独自調査によりまして、14年度から18年度までの間、未請求があったことが判明したものであります。

原因につきましては、当時の担当者が業務繁忙等を理由に請求事務を放置し、処理できない状態にありながら放置したことによるものであります。

未請求額につきましては、そこに書かれておりますとおり、14年度から18年度のうち関係書類が残っている15年度から18年度までの 4 年間、合計で 6,751万494円というふうになっております。また、このうちの 2 分の 1 は、北海道のほうへの返還が必要となるということで、今定例会に予算計上をしているところであります。

次のページに移ります。

調査に至る経緯としまして、20年9月に、8月ころ道内他市町村で高額療養費の未請求事件が発生したことを受けて、北海道のほうで何度か調査、照会をしているところであります。21年1月、検査で一部指摘を受けまして、2月、請求が滞っている事例の進ちょく状況を点検した結果、今回の不適切な事務取扱が判明したところであります。その後、市内部で調査いたしまして、最終的には本年22年1月18日、後志のほうへ未請求額の結果実績報告書提出ということになります。21日に後志の現地調査を受けまして、26日に後志のほうから額の決定通知をいただいたところであります。2月2日には公表という経緯になっております。

「②福祉医療係と課の体制」でありますけれども、14年度から未請求が発生しておりますけれども、15年度当時の課及び係の体制ということで、ここに書かれております黒の医療係がこの業務を担当していて、20年度には下の図のとおり機構改正がありまして、医療係が後期高齢者医療係と福祉医療係の二つに分かれて現在に至っているところであります。

「③福祉医療係（福祉医療業務担当）」は、15年度当時、左側の職員①、太く囲ってあります福祉医療に係る高額療養費の請求事務・手数料等担当は、20年度には右側のほうに同様な体制で引き継がれているところであります。

次に、6ページの「④医療費データと高額療養費の請求・支払いの流れ」についてでありますけれども、これはこのとおりのフローチャートになっております。

次に、「⑤高額療養費請求事務の流れ」でありますけれども、今回的高額療養費のために担当者が現実に行っている業務を①から⑭まで掲げまして、右側の表の内部決裁、未請求時に決裁を受けていなかったものが三角印で 2 か所ほど示されておりまして、この部分で決裁を受けていなかったために、当時の上司が気づかなかった原因であろうというふうに考えております。

次に、8ページの「⑥福祉医療助成事業費 歳入と歳出」についてでありますけれども、中段に、歳入、道補助 4 億円、市負担 4 億円、雑入（高額療養費等）と書いてありますけれども、この雑入（高額療養費等）が、それぞれの保険者から高額療養費として市のほうに歳入として入ってくる部分でありまして、この部分を差し引いて北海道のほうへ補助金の申請をしなければならないところ、当時この例でいきますと高額療養費 2 億円のところ、6,700

万円少なく報告したために、結果として北海道から多く補助金を交付されている、その部分について今回、返還対象となっているという図の流れであります。

次に、9 ページは、「⑦年度別 医療助成費と高額療養費（受給者数・受給件数・受給額）」でありますけれども、表の上のほうがり市全体の医療助成、福祉医療の 3 事業に対して小樽市で実際に助成費として支払っている受給者数、件数、受給額を13年度から20年度まで年度別の推移を表したものであります。

下のほうのグラフにつきましては、それをイメージとして出しています。上の点線は市の支払っている医療助成額、下の黒い太い線は、高額療養費が入った収入額ということでありまして。これは一部議論がありますけれども、下の高額療養費の収入額につきましては、13年度から14年度に下がって、同じ未請求期間ではありますけれども、15年度に上がって16年度はほぼ横ばい、17年度はまた下がるということで、未請求にかかわらず上昇、減少というようなイメージが出ております。要因につきましては、次のページで説明いたします。

10 ページ、「年度ごとの増減の要因」でありますけれども、主なものだけを説明しますと、2 行目の平成13年10月に福祉医療の助成要件にそれまでなかった所得制限を導入した、このことによって助成対象者が減少した、そのために翌年度、いわゆる福祉医療の助成額が減っていく、こういうようなその年度のさまざまな要件の縮小、拡大によって医療費の助成額あるいは高額療養費の収入額に変動を及ぼしている要因を分析したものであります。

次に11 ページ、「⑧高額療養費 請求分と未請求の比較」についてであります。表の上のほうで請求の件数と金額、それから 2 段目は未請求であった件数と金額、合計としまして、件数は 1 万714件、未請求の割合は1.82パーセント、金額の合計は②B + Dで 2 億1,449万9,000円、割合としましては9.15パーセント。一言つけ加えますと、未請求でなくて全体の件数の割合に比べ金額の割合が高い理由でありますけれども、前ページで増減の要因として挙げました14年10月の老人保健制度の窓口自己負担割合、これが定額制から定率制に変更となりました。これによりまして高額療養費の発生が大変大きくなったのですけれども、老人保健制度で発生する高額療養費については、件数は多いのですけれども、金額が少ないということで、それらに比べて今回の未請求分については、件数割合に比べると金額割合は高くなっているというような状況であります。

次に、12 ページの「⑨高額療養費 未請求額と道への返還額 内訳」であります。左側のほうの列は 3 事業、重度障害・ひとり親・乳幼児、それぞれの未請求額と北海道への返還額であります。右側のほうは、15年度から16年度、17年度、18年度、4 年間の推移と合計というふうになっております。

なお、下に米印で書いてございますけれども、乳幼児等の欄におきまして、15、16年度については、空欄となっております。これにつきましては、17年度以降の分しか関係書類が保存されていなかったため、15、16年度分については積算ができなかったということでありまして。原因につきましては、北海道医療給付事業に関する補助事業の関係書類については、指令書、補助金等の交付決定書でありますけれども、この中において保存期間が 5 年間と定められております。しかし、当市の文書事務取扱規程では、乳幼児等に係る関係書類の保存期間を誤って 3 年間としておりましたため、15年度分を19年 6 月、16年度分は20年 6 月に、それぞれ廃棄してしまったことによるものであります。

○総務部次長

引き続きまして13 ページ、「⑩関係者からの聞き取り調査に基づく問題点等の整理」以降の部分について説明いたします。

冒頭の表は、平成13年度から18年度までの期間に係る担当職員及び上司など、関係者の変遷などをまとめたものでございます。以下15 ページまで、担当者、係長、課長、次長について、聞き取り調査を基として、それぞれの問題点を整理し、箇条書きにしております。

16 ページをごらんください。

「⑪未請求問題が発生した原因の分析等」でございますが、これは今までの調査内容を取りまとめて原因の分析

等として整理したものでございます。この部分については読み上げさせていただきます。

医療助成制度に係る高額療養費の事務について、担当者Aは、前任者からの引継ぎにより、高額療養費の該当者の特定作業から保険者への請求・入金までの一貫した業務の流れは理解していた。しかし、平成14年度に当該業務を引き継ぎ、3か月程度事務処理を行った後、繁忙等を理由に、国民健康保険を除く高額療養費の業務について、初期段階である高額療養費該当者の特定作業を滞らせてしまった。

一方、当該業務は、毎月の締切日がなく、ある程度まとめて処理することも可能なことから、担当者のペースで対応できる部分があり、また、担当者Aの担当業務全体のうち3割程度であったため、担当者Aは、別の業務を先に処理し、高額療養費の業務を後回しにしていた。

その結果、業務を処理できない状態に陥ってしまい、当初はさかのぼって処理をしなければならないという思いはあったものの、上司や同僚など周囲からの指摘も受けられない状況の中で、徐々に当該業務に対する認識が薄れていき、4年間にわたり、だれにも相談することもなく業務を放置していた。担当者Aは、このことにより市へ多大な損害を与える結果となることの意識が希薄であり、北海道への補助金申請業務においても、未請求により申請額が過大となっていることの認識もなかった。

このように、今回の問題は、担当者Aの業務に対する責任感の欠如が最大の原因として挙げられる。

しかし、未請求が長期にわたっているにもかかわらず、それを見過ごした職場の体制、上司の姿勢にも問題があった。つまり、担当係長Cは「過去に係員として当該業務を担当した経験があるにもかかわらず、請求事務がなされていないことに気づかなかった」、担当課長Eは「4年間在籍しているながら、当該業務及び担当職員の管理監督に係長に任せきりにしていた」、また、担当係長D及び担当課長Fは「業務の詳細までは理解できていなかった」という状態であった。

このことから、当該業務については、業務の初めから終わりまですべて担当者任せの状態となっており、チェック機能が働かず未請求が見過ごされてきたものと考えられる。

なお、担当者Bは、平成18年度に担当替えにより高額療養費に関する業務を担当者Aから引き継いだ。担当者Aは同係に引き続き在籍していたことから、業務について文書による詳細な引継ぎはなく、その都度口頭で引継ぎをされる状態であった。そのような中で事務処理を進めていたものであるが、高額療養費該当者からの委任状を取り寄せられないものについて、再度の催促をすることなく結果として時効となるものがあつた。

今回の問題の主たる原因については、担当者Aが業務を怠ったことによるものであるが、担当係長及び課長が、担当者Aへの適切な管理及び指導を十分に行わず、け怠を見過ごしてきたことが、この問題の損失額を大きくした要因であると考えられる。

18ページをごらんください。

「再発防止のために現在の職場で改善したこと」でございますが、チェック体制の強化と業務の効率化につきましては、既に現在の職場で改善がなされているものでございます。

続きまして、20ページをごらんください。

「（2）損失補てん」についてでございますが、損失総額は6,751万494円でございます。

損失補てんの方針といたしましては、一般財源による補てんは行わないものとする。当事者による補てんを基本とするが、関係者及び職員全体に対しても、損失の補てんに協力を求めるものとする。

損失補てんの方策といたしましては、3,336万2,494円については、当事者の補てんを基本に、当時の上司などの関係者に対して協力を求める。3,414万8,000円（北海道医療給付事業補助金返還金相当額）については、小樽市職員福利厚生会から、職員全体として損失の補てんに協力する旨の寄附の申出があり、当該寄附金を補助金返還の財源とするというものでございます。

次に、22ページから25ページまでは、「再発防止について」でございます。

まず、22ページから24ページまでは、「再発を防ぐために（全職場用）」として、すべての職員に周知する事項でございます。内容につきましては、「再発を防ぐために気を付けること」として7項目、「業務の改善を考える」として4項目を記載しております。

25ページをごらんください。25ページにつきましては、「管理監督者が気を付けること」として、係長職、課長職、次長・部長職、それぞれについて箇条書きで整理したものでございます。

なお、現在、これらの項目をさらに詳細にした再発防止マニュアルの作成を進めておりますので、今後、全職員に周知するとともに、職場研修などで職員の意識向上を徹底してまいりたいと考えております。

最終の26ページには、高額療養費未請求事件調査検討委員会の委員名簿と活動状況を記載しております。

○委員長

これより福祉医療助成制度に係る高額療養費の未請求に関する集中審議に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

○古沢委員

お願いがあります。最初にちょっと時計をとめておいてください。

質問に入る前に、委員長に一つお願いと、それからただしていただきたい点があります。

◎福祉医療制度に係る高額療養費未請求事件について

一つは、問題が非常に大きすぎますが、持ち時間は20分しかありません。集中審議といっても極めて制約されるということで、私の質問はポイントをごく絞って行わざるを得ないということもありますので、例えば責任問題とか処分とか、工作上、システム上の改善の問題とか、今、御報告になった再発防止や、さらには議会の役割の問題など、こういった問題について十分審議するには時間があまりにも足りません。したがって、本委員会としても、各党派代表者会議で当初方向性がつけられていたようではありますが、調査特別委員会の設置方に向けて委員会の理事会としても検討していただくようにならざるを得ないと思っております。これが第1点です。

もう一つあります。先ほど御報告がありました本委員会集中審議用に提出された報告書のページ数で言えば3ページです。その冒頭部分に、平成20年にかかわって3行分が記載されています。私の知る限りでは、今回の報告で初めて明らかにされたものではないでしょうか。

実は、私が3月8日の午前9時、北海道庁において保健福祉部の直接の担当者である坂本参事以下、他の2名の職員と面談をいたしました。これは、なぜこのときにどうしても行かなければいけなかったかという私の問題意識は、後で質問の中で明らかにしますが、この際に、坂本参事から指摘されて実はわかったことがあります。つまり、坂本参事は、20年度中に2回も小樽市に照会をし、その都度、小樽市は、該当ない、問題ないというふうに答えてきたのではないかと。そして、21年1月に検査に入ったら、実は問題が明るみに出てきたということです。こういうふうに、言ってみれば、北海道の直接の担当である坂本参事の怒りを前にして、大変恥ずかしい思いを私はいたしました。小樽市の態度を、そういう意味では不十分さをおわびしながら、議会の一員としてそういったことをきちんとチェックすることもできない、そういうことに対するじくじたる思いについても、坂本参事と話し合いを行ったわけですが、だれがどんな権限で、20年度中に行われた2回の照会について、該当なし問題なしという回答をしていたのか。そして今回、突然のように、実は2回あったのでございますというふうに3行、突然躍り込んできました。この理由について説明をしていただかないと質問に入れません。

○委員長

古沢委員に申し上げます。今、時計はとめておりませんでした。これは、どんなお話が出て来るかわからないうちはとめられません。これはルールどおりはからさせていただきます。

私に御質問がありました理事会によって特別委員会の設置というお話は、これは各会派代表者会議でたぶん決められると思いますので、本委員会の理事会で決定する事項ではありませんので、議論の題材にはなるかと思いますが、ここでは即答はできません。

それから、ただいまのお答えをいただいてから質問に入ることにつきましても、これもルール上ちょっとそういうわけにはいきません。ただし、冒頭、大事な集中審議であるということですので、若干の議事さばきで配慮はいたしますけれども、ただいまのことについておっしゃるとおりにはできませんので、御容赦をお願いいたします。

それでは、ただいまのを質問とみなしまして、答弁をお願いいたします。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

ただいまの北海道からの未請求額の照会と回答に至る経過について、今回、前回の厚生常任委員会の中で出した経過の頭に加わったということについてでありますけれども、医療保険部の担当課長としては、今回の事件の発端あるいは契機となった部分については、あくまでも平成21年1月28日に定例事務検査が入った、その事務検査の中で、いわゆるその一部未請求に該当する事例が見受けられるという事務上の指摘を受けた、ここから検査はそこで一回終わりました、2月に入ってそういった不適切な事例がないかについて、さらに18年度分以前にさかのぼって調査したということになっております。

ただ、今回、調査検討委員会の中で、20年9月あたりに道内各地で、いわゆる未請求が多発している経過があり、それであれば、北海道が関係市町村に照会した部分についても、前触れとして載せるべきではないかという話があり、それで載せたわけでありまして。今、古沢委員の御質問のあった20年9月に、これは後志支庁の保健福祉部長から照会のあった内容についてでありますけれども、今般、道内の一部の市町村において請求を怠るなど、不適切な事例があったことから、各市町村において適切な事務について周知徹底を図っていただきたい、なお、貴市町村において高額療養費の請求事務が適切に行われているか、事務処理方法の再確認を依頼したい、それをやってくださいというお話でありました。それで、その1回目の照会が来たときに、いわゆる事務処理が適切に行われているかどうかということにつきましても、私と、担当係長、それから高額療養費を担当している者に、高額療養費の該当者リストとか支給申請書・委任状の取扱い、それから、現在、適切に行われていますけれども、保険者に対する申請書類、そういった部分の書類を突き合わせた結果、その時点で小樽市の高額療養費の請求事務は、19、20年度について点検した結果、適切に行われているという判断で回答し、その後、10月にも同様の照会がありましたときにも、前回の調査結果を受けまして不適切な事務処理の取扱いについてはございませんという回答をした経過がございます。ただ、冒頭に言いましたとおり、それはあくまでも当時の事務処理のやり方が適切かどうかということに対しての回答でありまして、決して1月29日の検査を発端にした今回の一連のことから、そのことを隠すという意図については全くございません。

○古沢委員

理事会で検討はしてください。それから、質問時間のカウントを多少考えてくれると言いましたけれども、実は今の話は、私の質問の核心部分にかかわる点ですから、これを聞いてからでないと質問に入れないのですが、これは多少でなくて多めに考えてください。

なぜかという、その時点で今回、問題となっている未処理案件のミスがわかっていたら、実は私がこれから問題のポイントを絞って質問することは、本来、質問しなくて済むような処理ができたのではないかということにかかわるのです。つまり、登別市などが平成20年度中に問題の案件を解決している。私は時効問題との関係でこれから質問していきますけれども、登別市などは15年度までさかのぼって20年度中に一括返済して完結させているのですけれども、これは15年度分の時効はまだ成立していないという、そういう範囲の中で処理されたことです。ですから、この点が大事な点ですので、まずこのところを聞いたわけです。

それで最初に、資料を請求しておりますから、せっかく御苦勞をかけて出していただいた資料ですから 2 点ほど聞きます。

一つは、資料 1 です。事務指導検査要領が 21 年 4 月 1 日で改正になっています。改正前と後、両方出させていただきました。改正しなければならなかった理由は何か、改正事項の主な内容は何か、簡単に説明してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回提出しました資料 1 の中には、平成 16 年度当時と、それから 21 年 4 月から改正された事務指導検査の要領を提出しております。今、古沢委員の御質問については、なぜ 21 年度に改正したのか、その理由と改正された主な内容ということであります。

まず、改正された理由につきましては、小樽市としてはっきりとはとらえてはおりませんが、20 年度中に、先ほど話しましたとおり、道内の複数の市町村でそういった不適切な事例があったことから、事務指導検査のやり方についても、より適切なものに改善しようということで改正されたものというふうを考えております。21 年 4 月 6 日に後志支庁の保健福祉部長から、この検査要領の一部改正についての通知が来ております。

改正の主な内容は 3 点あります。一つ目は、指導検査の実施については、検査の実効性の向上を図るため、市町村から新たに事前提出資料の提出を求め、事前に保健福祉事務所において検査対象の市町村の実施状況や問題点などの検討を行い、重点的に指導する項目を整理した上で実施すること。二つ目は、指導検査の結果の処理ということで、指導検査における指摘事項が確実に改善されるよう、すべての指示事項について文書指導を行い、報告を受けて改善状況を把握することとし、改善状況が不十分な場合には指導の徹底を図る。三つ目、指導検査調書について、指導検査が的確にできるよう検査項目及び検査内容の全面的な見直しを行い、検査内容をより具体的に記載するようにし、確認すべき内容を明確にしたというふうになっております。

○古沢委員

平成 21 年度に改正になっている要領ですが、特に問題の国民健康保険以外の社会保険関係、保険者に対する請求がきちんとやられているかどうか、こういったものも事前の提出資料などで重点的にチェックしなさいというようなことが盛り込まれていることから見ても、御説明いただいたように 20 年度以降に発覚した問題に端を発しての改正だと私も思います。

資料 2 に関してですが、この中の別記第 5 号様式で、それぞれの年度にまたがっての内訳書というのが出ています。この内訳書で何がわかってくるのでしょうか。私は全くわかりません。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

何がわかるかという御質問でありますけれども、今の高額療養費等の内訳書というのは、月別に受給者、それから初診時一部負担金の件数、金額、それから高額療養費及び賦課給付金が収入の見込額、請求済額、収入済額ということで、月別に高額療養費の入ってきた収入額を整理しているものであります。内容はそういうことではありますが、何がわかるのかと言われても、ちょっと私も答えに困るのですけれども。

○古沢委員

要するに、事前に提出を求められた資料なのですが、これは平成 17 年度と、21 年度の検査のときにも、事前に提出されているわけです。結局この資料が、いわば機能していなかったという証拠書類みたいなものになってしまうわけですね。私はそういうふうに言ってもいいのではないかと思います。

それで、次の質問に入ります。

報告書の 2 ページに未請求額に関する記載があります。特に後段の、なお書き以降です。総論的に伺っておきたいと思うのですが、「20 年度を基準として過去 5 か年分について北海道への補助金の返還が必要」とあります。不適切な過払いを受けていた年度がこの間あったという意味では理解できます。しかし、返還が必要な年度ということになれば、これは法律上の根拠、特に時効の問題から見て、このまま認めることはできません。十分な検討を

した上で補正予算を計上されたのでしょうか、市長に伺います。

○総務部長

十分な検討といたしますか、私どもとしては、調整をして、調査をして、確認をして、こういった形で補正予算を出させていただいたということです。

○古沢委員

とにかく問題を起こしたのは小樽市ですし、悪いのは小樽市なのです。ふまじめなのは小樽市なのです。北海道から何を言われても仕方のないことをやったのは小樽市なのです。だから、いついつまでの分を返せと言われても反論できないのです。しかし、法律上払えないものまで払えと言われてたら、これはちょっと話が違うのではないかなというのが私の問題意識であります。

次に、この間、北海道と小樽市の間で何度となく行き来があったり、文書の交換があったりしています。その中で特に、私がこれはかなりポイントを突いていると思う点を、幾つかピックアップして質問したいと思います。

最初に、平成21年3月9日に、北海道の保健福祉部へ報告書を持って、当時の部長と担当課長が出向いております。その際に対応したのが先ほど紹介した坂本明彦参事で、以下3名の職員であったようですが、実はこのときに初めて公式に14年度から18年度まで未請求問題があったと提出された報告書だったのではなかったのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

ただいまの御質問は、小樽市が3月9日に北海道を訪問したときにどのような報告をしたかということでしょうか。

○古沢委員

いえ、そのときに報告書を出していますね。そこで問題があったことを公式に認めたのはこのときですかと聞いたのです。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

そのとおりです。

○古沢委員

この際にどんなやりとりがされたのか大変関心があったものですから、この間、事務方ともいろいろ議論させていただきました。私が注目したのは、直接、担当窓口で、北海道側の責任者であった坂本参事は、平成15年度から18年度までは対象になるから、しかもその過払いの分の返済については、一括返済してもらうことになる、これは登別市等についても同じようにその処理をさせたのだということをお話しています。そのことと小樽市との違いを確認しておきたいのですが、登別市は北海道の指導を受けて、この後20年度中に15年度までの返還金については支払っているわけです。これは確認できますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

登別市の分についての確認はできませんけれども、北海道のお話では、9月なりの早い段階で、なおかつ調査が速やかに進んだことがあると思うのですけれども、おおむね3月に、年度末までの返還ができたというふう聞いております。

○古沢委員

平成15年度の補助金の過払いがあった。その分を北海道は返還してください、返還金、科目的に言えばそういうふうに調定されるのでしょうか。そして、納付書がそれぞれの自治体に送付され、小樽市にもその納入通知書が届くと思います。北海道の財務規則で言えば、調定してから20日以内に納入期限を定めて納入通知書を送付することになっていますから、その規定からいったら、本日以前に調定されていることはないのですから、昨日以前に調定されていれば、それは北海道財務規則上、違反調定ですから、ぎりぎり本日、若しくは明日ぐらいに調定されて、そ

の納付用紙が小樽市に週明け届くということになると思います。そういうふうと考えていいですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

古沢委員がおっしゃるとおり、北海道の財務規則の中で納入通知書につきましては、調定の日から20日以内に適宜の納入期限を定めるものというふうに定められておりまして、後志支庁のほうとは、3月12日に発付され3月31日を納入期限として送付するというところで話を進めております。

○古沢委員

実は3月9日に報告をしに市が伺った際に、坂本参事と同席をしていた後藤主幹が注目すべき発言をされていたようであります。坂本参事に倣って、まず小樽市に、何だかんだ言っても全容説明してくださいと、そういうふうに行ったようですが、あわせて未請求分は平成14年度からあると小樽市は言ってきたけれども、14年度はもう時効なのだと。ですから15年度から18年度分で話し合っていくことになるという、その旨の発言を後藤主幹はされているようですが、それは確認いただけますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

小樽市のほうから話を持っていったときは、請求事務を怠っていた期間が平成14年度から17年度までで、その部分について話をしていたところ、他都市の例を考えていくと、そもそも補助金で規定している文書の保存期間というのは5年間で、数えていくと14年度については既に文書の保存期間が過ぎているので、返還対象となるのは15年度以降ですねというようなお話だったと記憶しております。

○古沢委員

おかしいのではないのですか。登別市などはその1年前にこれが問題になっているのですから、保存されている期間は平成14年度までであるのですから、14年度まで払ったって、払えと言われたって仕方がない話ではないですか。けれども、登別市などは15年度からの返還金について一括払ってもらおうと北海道は言っているのです。後藤主幹は、14年度分は時効だと。14年度分の補助金を自治体に交付したそれ以降5年間で消滅時効が完成するからです。ですから、3月に北海道と小樽市の中で問題意識を持つとしたら、3月の時点ですから、まだ15年度分の返還請求権を北海道は持っていました。つまり15年度の補助金は、16年度の5月下旬に最終的に小樽市へ精算払いをされています。その払われた翌日から5年間経過したら消滅時効完成ですから、そうすると3月9日から少なくとも5月末時点ぐらいまでの間に、まずは時効完成を控えている15年度分を急いで確定させて、その分をまず整理して、16年度分以降はその後やりましょうという、要するに行政マンとしていけば当たり前のことがこのときに確認されていなければいけないし、確認されていたのではないかと私は思ったのですが、違ったのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

そのときに当時の担当主幹から、その時効うんぬんという言葉で表現されたかどうかは別としまして、要は北海道のほうは補助金についての根拠は、一貫して関係書類である指令書で保存を義務づけている5年間、その一点でずっと話をできております。

○古沢委員

私は坂本参事と会ったときにも言いましたけれども、文書の保存規程は、北海道にもありますし、小樽市にもあります。私は北海道に30年間勤めていました、特に税務の関係で、文書の保存・管理に極めて厳しい職場にいましたから、百も承知です。だから、坂本参事と話した、文書を何年保存するかという問題と債権債務の時効との問題とは全く別個の話なのです。その3月9日に坂本参事はこういうふうには言っていないですか。文書は15年度分までまず保存しておいてくださいと言いながら、同時に北海道の返還請求権の時効は5年間だと。だから、そこまでさかのぼって調査すべきだと、そういうことを言っていないですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

時効と絡めたその5年間というのがよくわからないのですけれども、要は補助金の指令書に書かれている5年間

というのが保存期間であり、言ってみれば、補助金について特別、時効があるという話ではなくて、あくまでも北海道の補助金については、時効があるないは別にして関係書類を5年間保存しなさいと決めている。何かがあったら、その関係書類は保存されているのだから、それを証拠書類としていろいろな積算ができる。でも、それを過ぎてしまったら、例えばもう1年延ばしていたとしても、その分について関係書類がなければどうもならないというような趣旨のお話を聞いていました。

○古沢委員

例えば小樽市では文書事務取扱規程を誤って乳幼児等医療助成の関係書類の保存年限を3年にしていたわけですが、逆に、保険者への請求時効が2年で完成するような、そういう書類を5年も保存していたとしても、それで5年間分の請求ができるのかと、そういう話ではないでしょう。文書の保存と時効とは全く別の話だと私は言っているのです。それで、報告書に埋まっていない点を、二つほど確認させてください。

私の本庁に出向いて話し合った中で出てきたことですが、3月11日前後に副市長は本庁に行って本件についての協議をされていませんか。これが一つ。それから、4月に入って今度は、山田市長が山本副知事と会ったと聞いていますが、これについて間違いがないかどうか。そうであれば、それぞれどんな話をされたのか、報告してください。

○市長

私も、この問題が発生していろいろ調べていきまして、一番大きいのは、資料3の①の平成17年の検査結果通知、これを見て、給付事業事務については、おおむね適正に執行されていると言っていて、何で返還しなさいという話なのだと、あなたたちも事務をうまくやってないのではないのかと、そういうつもりで行ったのです。小樽市は払わないと。そういうふうに出向に行きました。

○古沢委員

けれども、やり返されたでしょう。

○市長

やり返されていません。私は払わないと言いに去了から。言いに去って返事が来ないので、その後、向こうから返事を持ってきました。

○副市長

市長は4月に行ったのですが、私はその前に行きました。趣旨としては同じような話を事務方とやりとりをして、基本的にこういう状況だという報告をし、市長が、ではそれなら上と会うということで、たしか4月に副知事に会ったように記憶をしております。

○古沢委員

時間が迫ってきていると思うのですが、今日明日中に調定されて払えという通知書が来る、今その瀬戸際ですかね、しかも3月末に支払わなければいけないのですから、3,400万円。

こういうことが経過報告に載っていない。副市長や市長が行って、しかも副知事に会ってですよ、平成15、16年度は適切だと言っているから払う必要はないと言ってきたと。こんな大事なことをなぜ載せないのですか。私はこれを見て、役所間で、北海道も恥ずかしくなく15年度から返せと言っている、これは過言だというふうに最初思いました。せめて17年度から払ってくれないかと。それはどっちもどっちだからと、これはここだけの話になってしまっても、役所間だからそういうような話、市長や副市長が行くのだったら向こうもそれなりの対応をして、そういう話で了解がついたのかと思ってしまうのではないですか。私でさえ北海道も北海道だろうと思ったのですから。腹が立ちませんか。

○副市長

当時は、先ほどから言っている例の登別市の問題も道議会で取り上げられまして、どういったやりとりをしてい

るかというのも、私どもも多少なりとも、その道議会のやりとりも認識をしながら、同じような話をしてくれています。ですから、北海道としては、いわゆる検査に入ったということを理由に、その分について、言ってみれば、払わなくてもいいというスタンスには立たないということ、当然、道議会の中でも議論してはいたけれども、我々もやはり、自治体として物申すべきものは申して議論してみたいという思いもあって、私としては事務方として話をしに行ったということですので、当然委員もおっしゃったように、検査のやり方うんぬんというのは、北海道のほうの認識と私の認識は多少違うのしょうけれども、良好だと言われたものを後から来て、あなたが良好だというのに私どもがそれをまとめて、なぜその分まで戻さなければならないのかという、言ってみれば問答としては成り立つのですけれども、北海道のほうの考え方というのは、全道的に同じような扱いだという、こういった議論をしてきて、その後、市長が行って、政治的にいろいろなお話をされたのだろうというふうには私は認識をしているところです。

○古沢委員

この間、未処理案件に伴う補助金の過払いがあったから、返還金の納入通知書を送ると言われて、その金額が確定したのは本年の1月26日です。後志支庁の担当部門と、それは文書上で確認されています。その間に、こうした過払いがあるから返還してください、それをそのとおりでございますからいつまでに戻しますという請求や債務の承認が行われた事実はありますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回の返還金については、北海道に報告して以降、市のほうで関係書類を引っ張り出してきて、さまざまな積算作業の結果、最終的に1月に実績報告をまとめて北海道へ提出し、北海道のほうでも検査に来て、1月26日に確定通知ということで来ておりますので、その前にいわゆるその額の確定というのはございません。

○古沢委員

つまり、私はこれから核心のところに入っていくのですが、平成15年度分については、時効は成立してしまっているのです。先ほど聞いたように、登別市は15年度から、一括返済をさせたときには15年度分はまだ間に合ったのです。北海道側は返還請求権が成立していたのです。ところが、あれこれの事情があって小樽市は1年たちましたから、その間に15年度分の過払い返還請求権は、時効になって消滅しているのです。自治体間の公の債権債務ですから、これは時効の援用等を受ける必要はなく、もうそのままなくなってしまうのです。この問題は不納欠損しなければいけない話なのです。これは多少財政や会計をやっている人だったら私はまともに返事が返ってくると思うのです。改めて聞きたいと思いますが、地方自治法では第236条の規定でどうなっていますか。

○総務部次長

第236条は、地方公共団体に係る、いわゆる公法上の金銭債務の消滅時効に関する規定でございます。読み上げますか。

○古沢委員

はい、教えてください。

○総務部次長

「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」となっております。

○古沢委員

その後も。

○総務部次長

「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合

を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする」。

○古沢委員

たまたま、皆さんがよくなれ親しんでいる「逐条地方自治法」という本があります。第236条の中で、補助金の返還請求権については、第236条の第1項に該当するというふうに解説されていないですか。その点を確認した人、どなたかいらっしゃいますか。

○総務部次長

今のは、どの解説ですか。

○古沢委員

松本英昭先生著の「逐条地方自治法」です。

では、私が読みますよ。

第236条は、金銭債権の消滅時効の法文規定があった後に、解釈として一、二、三、四というふうに触れておりますが、その二の中で、あれこれの債権を挙げています。例えば公法上の権利については国の金銭債権、地方税の徴収に係る債権、地方税の還付金、地方公務員共済組合の共済年金、土地改良区の賦課金、国民健康保険の保険料、それから道路法による負担金うんぬんといいつつながら、本法に基づく職員に対する損害賠償請求権及び補助金の返還請求権は、本条第1項の適用を受け、5年間で時効により消滅すると書いていないですか。

○総務部次長

補助金の返還請求権については、あの解説には、そのように書いてございます。

○古沢委員

要するに、5年間、請求行為や債務承認行為がない、そのままほうっておかれたら消えてなくなってしまうと考えていいのですね。

○総務部次長

一番、根っここの問題にかかわるのですけれども……

○古沢委員

根っこだから聞いているのです。

○総務部次長

規定上は、今のこの問題が公法上の権利関係に当たる場合であれば、この規定が適用になると思います。

○古沢委員

北海道と小樽市間の債権債務で、これは私法上の権利ですか。これ以上すぐれた公法上の債権債務という権利はないと思うのですが。

○総務部次長

先ほどから原部のほうでも話しており、先般、私もちょっと北海道とやりとりしましたけれども、北海道は、補助金交付要綱にある関係書類の保存期間などを根拠として、5年を補助金の返還対象期間と説明されていまして、いわゆる公法上の権利の時効の適用について直接触れていないようでした。それで、理論としてはちょっとかみ合わないかもしれませんが、あくまでも一般論として答えますと、時効については、今回の補助金が公対公の場合すべて公法上の権利になるのか、内容によって私法上の関係で済ませる場合があるのか、私は確定的に言えませんけれども、仮にそういうような場合であれば一般論として民法の10年、それで公法上の関係で整理される場合は、特別法として地方自治法で5年が時効になるものと考えております。

○古沢委員

ここが分かれ道ですから、ちょっと休憩をとって整理してください。私法上の権利で10年なんて言われたら、どうなるのですか。この先、私、質問できないでしょう。

○総務部次長

私はあくまでも一般論として答えましたので、あとは古沢委員が、これは公法上の権利時効ということを前提に今お話をされているわけですね。

○古沢委員

だから、認めないということでしょう。

○総務部次長

私は一般論として、この場でこれが私法上、公法上ということでお話はできませんので、一般論としての時効についての考えを話したところです。

○古沢委員

委員長。休憩してください。これを整理してもらわないと次の質問に入れません。

○委員長

理事者に申し上げます。今の答弁よりさらに深めた答弁できますか。どうですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

地方自治法の話になりましたので、私のほうから答弁する機会がなかったのですが、参考までに、一応後志支庁を経由しまして、今回の補助金の平成15年度分に対する考え方について聞きしましたところ、北海道としては補助金の精算について時効はないと判断しています。今回の事例は、小樽市が補助金の精算を誤ったので、書類が残っている15年度分からの再精算を申し出てきていることで、地方自治法や会計法の債権とは考えていないので時効の適用はないというふうに考えているということです。

○古沢委員

これも全く別です。これは補助金の交付を取り消したりする場合について、そういう取扱いはあるようだけれども、債権債務の問題でそのような考え方が導入されるなんていうことは、到底考えられません。

それで、休憩を求めたいと思うのですが、その前に、ちょっと事務方とレクチャーしているときに言っておきました「公有財産管理事務質疑応答集」というのがあります。この2,047ページ、国の場合の国庫補助金についての取り決めなのですが、どのように説明を加えていますか。

○（財政）財政課長

公有財産管理事務質疑応答集ですが、これは質疑応答ですから、問いと答えという形になっております。問いは、国庫補助金返還請求は補助金確定後、何年まで可能かという問いになっております。問いの明細は、国庫補助金の確定後、いわゆる補助金適正化法でございますけれども、第17条の規定により返還させる場合、これは補助金を受けたものが補助金の条件等に違反して補助決定の一部又は全部を取り消す、返還する場合、何年経過していても返還命令は可能かという問いです。その答えといたしまして、国庫補助金の返還請求権については、当該請求権は公法上の金銭債権であると考えられる。したがって、当該請求権は、会計法第30条の規定により5年間これを行使しないときは時効によって消滅するものと書いてあります。

○古沢委員

そういうことから、休憩中ちょっと調整してください。

○委員長

古沢委員に申し上げます。後期高齢・福祉医療課長の先ほどの答弁で、北海道の見解がしっかり出ておりましたね。

○古沢委員

何ですか。いや、全然しっかりしていないですよ。

○委員長

時効ではなくて、先ほどの後期高齢・福祉医療課長の答弁ですと、これは5年間の請求権が北海道にはあるということだったと思います。休憩をしてもそれ以上に進展はないと私は判断しますので、質問を続けていただきたいと思います。

○古沢委員

次長は私法上だったら10年と言うし、委員長は時効はないと言うし、信じられないことが今ここで起きているのですよ。

○総務部次長

私、先ほどの部分につきましては、あくまでも時効についての一般論ということで、考え方について答弁したつもりです。今、古沢委員との質疑の中で、北海道の考え方がありました。その部分については私は確認できておりませんので、一般論として答弁しました。ただ、今おっしゃったように、国の関係でも公法上の債権については5年という時効の期間がございますから、仮にそういう形でも判断はできるものとは思っております。

○古沢委員

権利交渉しないと5年で消滅するというので、よろしいですね。

○総務部次長

地方自治法の解釈や、規定でいくと、それで時効が完成するということです。

○古沢委員

確認しておきたいのですが、平成15年度の補助金は、16年5月25日で金額が確定されて支給されています。

会計管理者に聞きます。用意しておいてくれたと思いますから、市にも財務会計規則というのがありますが、あらずじで結構ですから第54条と第59条について説明してください。

○会計管理者

まず、第54条でございますけれども、今、債権者が市に債権を求めまして、その際に支払いする、請求する際の要件をうたっております。その際、それぞれ書類に具備しなければならないものがありまして、請求金額及びその内訳、二つ目として債権者の住所及び氏名、三つ目といたしまして請求年月日、そして口座振替で、支払請求する場合におきましては振込先の金融機関名、預金の種類、口座番号及び口座名義人の指名、なお法人の場合にあっては法人の名称ということをやっております。

（「第59条は」と呼ぶ者あり）

第59条につきましてですね、実際に各原課であります支出命令者は、支出命令をしようとするとき、請求書及び支出調書について、次の5点の事項を確認しなければならないこととなっております。内容につきましては、1点目、支出が、法令又は契約に違反していないこと、二つ目、市の債務が確定していること、三つ目、支出額が予算の範囲内であり、かつ、予算の目的に反していないこと、四つ目、請求書及び支出調書に必要事項が記載されており、かつ、記載内容に誤りがないこと、最後の五つ目、市の債務が確定していることを確認するために必要な書類、市に対する支払金の請求又は市からの支払金の受領を第三者に委任する場合の委任状等支出をするために必要な書類が添付されていることを規定しております。

○古沢委員

第59条では、支出に当たっては、法に違反していないかどうか、市の債務がしっかり確定しているかどうか、こういうことについて支出を命ずる者はしっかり確認しなければいけないとなっております。実際にお金を支払うのは会計管理者ですから、会計管理者に対する規定は地方自治法第232条の4の第2項に戻ります。ここで会計管理者はどういうふうな責任を果たせというふうにいわれていますか。

○会計管理者

ただいまの第232条の4第2項でございますけれども、読み上げますと、第2項「会計管理者は、支出命令を長から受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」。

○古沢委員

確認しなければ支出できない。そこで、先ほどちょっと引用してもらった公有財産管理事務質疑応答集ですが、2,049ページ、時効になった債権を受け取ることができるかという設問に対して、どのような答えが出ていますか。

○会計管理者

この質疑応答集では、答えとしまして、「地方公共団体の債権が時効となった場合、公法上の債権については援用を要せず消滅することとなる」、第236条の規定に基づいています。「地方公共団体は、当該債権に係る収入金を収納することはできない」となっております。

（「その後、実務上の処理とあるでしょう。」と呼ぶ者あり）

「実務上の処理としては、一度調定した債権が何らかの理由で時効期間を過ぎてしまった場合、当該債権が公法上の債権であれば、その時点において不納欠損処分をすべきである」。

○古沢委員

今、この質疑応答集をそのまま読んでいただいたのですが、私は至極当然の話だと思います。会計管理者にお尋ねしますが、今この読み上げていただいた答えについて、会計管理者としての見解はいかがですか。

○会計管理者

北海道への返還金の問題にかかわってなのですけれども、直接私自身は、書類を見ておりませんが、各原部・原課のほうにおきまして北海道と相当やりとりをされた結果というふうに受け止めました。

そうした中で、先ほど来からもお話がありますけれども、いわゆる自治法第236条の規定、その部分にかかわってなのですけれども、先ほど総務部次長もちょっと話していましたが、私自身も直接、今、申しましたように、内容をすべて把握し、私どもが承知しているということではありません。先ほど医療保険部の担当課長のほうからも、そういう北海道とのやりとりのお話がありましたけれども、一般論としてということで申しますと、債権の時効につきましては5年だと私は理解をします。

○古沢委員

実は8日に本庁に伺って担当者と議論した際にも、この時効の問題をめぐって北海道が歳入金として受け入れることができますか、小樽市としては支出できませんというふうな私の見解を述べました。北海道の担当者は、時効問題については専門ではないからというニュアンスでした。ただ、出納局と協議をして大丈夫だと、そういうふうな返事はもらっているのだと。しかし、今、明らかになったように、その際に私はその担当者に、悪いのは100パーセント200パーセント小樽市なのだ、市長にかわっておわびに来たとは言いませんでしたけれども、私はその議会の一員だと、それをチェックもできなかった、そのことを承知の上で、今、解決に当たろうとしていると、解決に当たった際に、実は後で気がついてみたら、また法令違反をして処理をしておりましたということになったら困るので、ここが私の問題意識で、どうしても北海道の担当のあなたに会わなければいけないと思って飛んできたのだと、議会中に申しわけないと謝って話した点なのです。その点で、払いたくないから押しつけてきたという趣旨ではないということは、北海道の担当者の方には十分理解をいただいたつもりではいるのですが、結局このままいきますと、消滅時効にかかわって、請求権も債権も債務も存在しないものも含めて、送られてきた納入通知書に基づいて納付してしまうことになるのです。それは支出命令をだれが出すのか。そして、支払について会計管理者が判をどういう気持ちで押すのか。入ってきたお金は、後志支庁が調定すると言っていますからそちらに行くのでしょうか。後志支庁は、消滅した債権のものについて入ってきたけれども、それをどうやって歳入として受け入

れるのですかね。こういう問題を整理しないと、この問題も、極めて実務的なものだけれども、大きな宿題を後に残してしまうことになります。つまり、来年の決算特別委員会でこの問題をまた同じようにやらなければいけないし、道議会でもそういう問題になります。だから、ここ 1 日、2 日の内に詰めて議論して結論を出してくださいということを 8 日をお願いしてきたのです。残念ですけども、北海道も北海道ですね。

けれども、市長、もう週明け、月曜日あたりに納入通知書が来ますよ。来たときに、15年度分はちょっと保留にしておきませんか。そして、調査特別委員会で議論して、やはり払う必要があるといたら後で払ったっていいのですから。どうせ私法上の債権かもしれないとか、時効だってないかもしれないなんていう話をしている人だっているのですから。

○総務部次長

断定的にお答えはできませんけれども、仮に古沢委員がおっしゃるように 5 年間の時効の場合でございますけれども、先ほども報告で述べておりますけれども、平成 21 年 3 月 9 日に北海道に概要報告に行きまして、その後、私どもは協議を継続し、その結果、北海道からも文書保存の通知もありました。結果として、小樽市と北海道で未請求について確認をして、小樽市としても債務といたしますか、返還義務があることを認めていることになります。その時点で時効は承認ということで中断されている。そういうふうに私のほうでは考えています。

○古沢委員

債権債務というのは、公的な機関同士で言うと、調定作業が生じて初めて請求する権利が発生するのです。何となく話のやりとりで、どうも小樽市もありそうだから少し時間をかしてください、こう言ったのが債務承認ですか。こんな話をだれが信じられますか。

それから、職員の寄附金によって 3,400 万円を充てるというふうに言っていますが、若干疑問がありますので教えてください。

福利厚生事業に関する規則の中で、その趣旨を生かすために市から交付金が出ています。趣旨に今回の寄附金が合致すると考えた理由、それから今年度交付金が幾ら入っていたか。今年度でなく、新年度の当初予算でも結構です。

わからないことのもう一つに規約があります。規約の第 3 条、目的があって、目的というのはもう極めて明快で、相互共済、福利厚生者の増進。これだから市長は事務の一部を委任することができるし、交付金さえも、交付することができるというふうになっているのですが、これには今回の寄附金が私は当たらないと思います。その上、第 3 条で会員の定め規約があります。この規約によれば、市立病院、水道局、消防の職員は福利厚生会の会員とはなっていません。職員全体としての損失の補てんとありますけれども、これについてはいかがなのですか。

○（総務）職員課長

今回の福利厚生会からの寄附についてでございますが、福利厚生会の趣旨といたしますか、そういうものに合致しての支出だというふうには私どもは考えておりません。あくまでも職員の協力を求める中で補てんをしていくという考え方で福利厚生会の会員全員に同意を求めて了解を得たということでございます。

それから御質問のありました平成 21 年度の市からの交付金につきましては、230 万円程度、福利厚生会に交付されてございます。

それと、もう一つ御質問がございました第 3 条の会員の件は、小樽市職員福利厚生会の会員につきましては、水道局と消防本部を除く職員で構成されておまして、市立小樽病院の職員につきましては、昨年 11 月に統合いたしまして、私どもの福利厚生会に入っております。

（「改正になっているのですか。」と呼ぶ者あり）

はい。

○古沢委員

今の説明ですと、水道局と消防本部の職員は責任の範囲から外れているんですね。

それから、振興基金を取り崩して払うことになっているのですけれども、これは振興基金設置規則というのがありますが、何度読んでも、最後に「その他理事長が必要と認めるとき」というのがあるのですが、これはこの規則の趣旨、目的等に沿って必要と認めるときというふうに本来読むべきものであって、何でもいいものではなく、山田副市長が金が欲しいと言えれば出せるのかといたら、そうではないのです。ですから、これにも合致しない。この3,400万円というものは、一体どういうことなのだろうと。そんなことが許されるのなら、平成22年度当初予算の二百二十何万円だったかの福利厚生会に対する交付金そのまますんなり認められるのでしょうか。

○総務部長

まずは、消防本部と水道局のお話ですけれども、これは直接同じ福利厚生会ではないですが、職員全体という意味では、当然消防本部の福利厚生会、水道局の福利厚生会にも今、内々で御協力の話はお願いしております。それで、どういう形になるのかというのはこれから協議をします。

それから、福利厚生会について御指摘がありましたけれども、振興基金の規約の解釈は古沢委員のおっしゃっているとおりで、常任理事会において決定できるということになっておりますけれども、目的等に沿って副理事長の考えで支出できるという条件にはなっておりません。ですから、今回常任理事会で賛成いただきましたけれども、その段階で決めるには本来の趣旨から外れるという意味も含めて、全職員の中で議論をして、最終的には福利厚生会の臨時総会を開いていただきまして、ほとんどの職場の代表が、70名以上いたと思いますけれども、参加をしていただきました。その前段で何回か常任理事会をやって、職場でも議論をしてもらい、短い時間でしたけれども、その中で何回か職場と協議をしていただいて、正直申し上げてさまざまな意見ありました。協力できないという方もいましたし、さまざまな宿題をいただきましたけれども、結果的には今回の事件の重さを全職員が感じて、そういう意味では市民の信頼にこたえるという立場でとりあえず今回は協力していくという姿勢で最終的には、ほぼ二、三を除いた方が賛成という形で挙手をいただいて福利厚生会全体の中で決めていきました。ですから、副理事長が単に規約上できるからやったということではなくて、私どもとしては互助会の中での、ある意味で民主的な議論を進めて出た結果だというふうに思っております。

○古沢委員

平成15年度を外してという話は、だれか答えてくれますか。

○総務部長

それは、やはり医療保険部のほうからもありましたけれども、今この事業そのものの、北海道から交付されている補助金の基本的な考え方として北海道から5年間という形で来ているわけですから、我々としては、それを基本的に受け止めています。ですから、あえて3月30日に北海道から5年間の文書の保存という形で、また文書が来たわけですから、当然その5年分と我々は考えて処理をしてきたところです。

○古沢委員

いや、保存の話ではないのです。支払いの話を言っているのです。

○総務部長

それも含めて北海道はあくまでも補助金交付要綱の中で5年間と言っていることですから、私どもとしてはそのように考えています。

○古沢委員

最後になりますが、要するに平成15年度分の返還請求権は成立するのかわからないのかという、私は成立しないと思っていますけれども、それを明確に答えてください。答えていただかないと、この問題は大きな宿題を背負い込むことになりますよ。

○医療保険部長

地方自治法等の解釈のことで古沢委員の御議論があるわけですが、私どもは北海道から今のいわゆる文書の保存期限なり、あるいは返還の期限のことについて共通の理解をしておりますのは、古沢委員が北海道に行かれまして担当部局の参事とお話をされたときの議論は今のとおりでございまして、昨日の夕方に再度お電話をいただいて御議論をされたことも伺っております。そのときに北海道のほうで、出納局にもう一度確認しているのは、平成20年11月10日に道議会の決算特別委員会で花岡ユリ子議員の御質問に対して、北海道の子ども未来推進局長が答えております。そのところの関連部分だけを朗読いたします。

これは花岡議員のほうから「補助金には時効がないとの理由で、道は返還を求めている」。このことの御答弁ですけれども、「補助金の返還についてでございますけれども、補助金の取扱いといたしましては、補助金等交付規則及び財務規則の規定によりまして、補助金に係る事実関係を証明する関係書類の保存期間が5年間とされておりますことから、特に保存期間を延長しているなど、特別の事情がない限り、関係書類の処分後には補助金の返還を求めることは難しいとされてございまして、これまでも関係書類が保存されている5年間を返還対象期間としているところがございます」ということなのです。この特別に、特に保存期間を延長していることに今回の場合は該当するという認識をしております。それは昨年3月30日に、平成15年度についての書類の保管を通知する文書を北海道からいただいておりますので、ここで保存期間が延長されているという認識に立ちまして、私どもは北海道との作業を続けておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○古沢委員

いや、結局最初に戻れということではないですか、今の話は。今まで質問した時間をゼロにしると、ストップウォッチをいったん戻せというような話ですよ。そんなことないということはないでしょう。

花岡議員がそういう質問をしているのは私も承知しています。私なりの意見もあるし、部長なりの意見もあるでしょう。この問題について言えば、もっと違う言い方をしたい人もいっぱいいるでしょう。けれども、言ってみれば、こちら側がつくった原因だから、そういう意味では負い目がある話なわけです。しかし、そのところはしっかり整理したいとは思っているのであって、そうなれば登別方式とまで坂本参事は言っているし、それから同行したその当時の主幹は、そのときに平成14年度はもう時効だから15年度からはっきりさせてくれと言っているのです。それからさらに1年以上かかっているのですよ。そうすると、これは5年間が時効だということは坂本参事自身も昨年の3月に言いながら、その後うやむやになっていますし、私と話したときも、そのところになると、実は私は専門家でない、先ほど言いましたように、あちらと協議した、こちらと協議したという話になるのです。そういう解決の仕方でもいいのですかということで、私は質問を始めたのですから、この15年度分については納入通知書が届くでしょうから、支払う前に北海道との間で少なくとも再協議を、議会での私の質問が参考にならば大いに幸いです、念には念を入れて詰めていただく、そういうことを約束できませんか。

○副市長

今回、予算を出しているわけですから、これについても当然事務方と古沢委員のほうでいろいろとお話をしているのも聞いておりますし、いわゆる北海道の見解というのもお示しをいただきながら、私どもとしては先ほど来から答弁をしています。とりわけ医療保険部長がただいま申し上げたように、昨年、いわゆる事実関係が明らかになった時点からその金額が確定するまでの作業に1年間要しているわけですから、少なくとも昨年3月に北海道に概要報告をした時点で一定程度、その時効と言われる部分というのは、とまっているのだらうという認識を私は持っています。基本的にはそういったことを含めて北海道といろいろやりとりをしながら、今回、提案をしているということですので、そういった考え方で御審議いただければというふうに思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎議会への報告について

予算特別委員会の初日の総括質疑、総務常任委員会所管の日、そして厚生常任委員会所管の日にも、いろいろの問題について質疑がございました。重複する部分もありますし、本日新たに出てきた部分については、同僚の佐藤委員からいろいろ質問があらうかと思っておりますので、私のほうは議会への報告ということについて質問させてもらいたいと思います。

地方自治は二元代表制ということが前提になっておりまして、二元代表というのは、要は山田市長と議会であります。そういう意味では、登別市は、平成20年4月にこの未請求のことがわかって、同年8月に議会に報告をされたということです。4か月間、要は議会に報告がなかったわけではありますが、その4か月間でも、議会の中では問題発覚時にすぐ発表すべきではないかという質問があって、当時の登別市の内田副市長は、これがなかなかおもしろいせりふなのですが、「『時効にならないよう請求事務を優先し、未請求の全体像を把握するのに時間がかかった』と理解を求めた」という新聞報道がありました。何か聞いたようなせりふではありますが、しかるにこの小樽市の場合には、21年1月に北海道の検査を受けて、本年2月に副市長が記者会見をした後、各会派に対して説明があった。約1年、言うならば放置をされていたわけです。登別市は4か月間報告がなかったことでも遅いというふうには議員の皆さんはおっしゃっていた。小樽市に関しては1年間、議員はだれも何も知らなかった。ある意味では、登別市の案件を知った段階で、厚生常任委員会なりで議員として質問すればよかったのかもわかりません。そういう意味では、議員の一員として、じくじたる思いを現在も抱いていることは確かであります。

そこで、先ほどからのお話でいくと、市長は3月の段階で、この未請求問題について御報告を受けていた。3月から本年の2月まで、いわゆる二元代表制の一翼を担う市長は、では議会に対していつの時点で報告しなければならないかということをお考えになったことはありますか。

○市長

何回か答弁していますけれども、非常に詳細を把握するのに時間がかかるということで、ずっとこの間調査をしてきたので、最終的に結果がわかってから報告させてもらいましたけれども、先般も話しましたが、どこかでやはり途中経過は報告する機会があったのかなというふうには思っています。こういう問題は、しょっちゅうあるわけではありませんけれども、対議会への報告という問題については、適宜適切な時期に報告しなければいけません。なかなか我々としても、全体像が把握できない中で、どこまでの部分をどうやって報告するかというのがあるものですから、その部分を今度またこういう問題が起きたときには、議長とよく相談し、その中で、では、これは今すぐやれとか、それは待てという御指示をいただくというように協議をしながら、今後の取扱いについてやっていきたいと思っております。

○濱本委員

確かに最終的な姿が見えないと報告できない、質問されても答弁ができないということもわかります。しかし、事故が発生したときに発生報告は当然しなければならないし、それから先のスケジュール、どうやってその事故を収束させていくかということも、たぶん途中の段階でも、しなければならないのだろうと思うのです。言っている内容はよくわかるのですが、これを一つのきっかけとして、二元代表制の一翼を担う市長、また、その一翼を担う議会ということで、ぜひともいろいろな意味で検討していただきたいと思っております。そうでなければ、我々としても、市民の負託を受けた議員としての責任を全うすることができないという部分もありますので、今後については、こういう案件が発生しないことが一番いいことではありますけれども、ぜひとも議会に対してタイミングを逸しない御報告をお願いしたいと思います。

◎職員の行政処分について

次に、この報告書には載っていませんが、当然今回の件に関して職員の行政処分というのは行われるのだろうと思います。職員分限懲戒審査委員会で検討するというようになっておりますけれども、まず今後、審査委員会の中で、いわゆる処分の対象となられる方は、特定されることは必要ありませんけれども、何人いらっしゃるのか、そこをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

職員分限懲戒審査委員会の内容については、詳しい話は申し上げられませんが、当然本人を含め当時の管理監督者、関係者が処分の対象になっております。

○濱本委員

ですから、当時の関係者はわかりますけれども、何人という具体的な数、名前を答弁せよとは言いませんけれども、数を教えてください。

○（総務）職員課長

対象者につきましては7人です。

○濱本委員

7人というのは、たぶん現在のお話だろうと思うのです。要は昨年2月にいろいろわかったわけです。この案件にかかわった中で昨年の3月末日をもって退職された方はいらっしゃいましたか。

○総務部長

いわゆる当時かかわったメンバーの中でという意味ですね。たぶん昨年の3月に退職された方はいないと思います。もう一回確認して間違っていればまた報告しますけれども、たぶんいらっしゃらないだろうと思います。

○濱本委員

返済にもかかわることですけれども、もし万が一いらっしゃったら、この職員分限懲戒審査委員会にはもう在籍していないわけですから、かかわらないということになる。当然返済の中でまたいろいろ協力をお願いする中の一人にたぶん含まれるのだろうとは思いますが、その返済のことについては、うちの同僚の佐藤委員が聞きますけれども、3月末で退職された方はいなかったということだけは確認できたので、それはいいです。

それで、この処分に関して、この審査委員会というのは、今までも開催されているのかどうなのか。それから、いつごろ最終的な結果が出るのか、その見通しについてはいかがですか。

○（総務）職員課長

職員分限懲戒審査委員会につきましては、今まで2回開催しておりますが、まだ継続となっておりますが、本日の委員会での議論経過も踏まえまして、来週中に再度開催する予定でございます。早急に結論を出しまして、結果が出次第、公表基準に基づきまして公表していきたいと考えております。

○濱本委員

ということは、大体4月中には結果が出るという理解でよろしいのですか。

○（総務）職員課長

あくまでも職員分限懲戒審査委員会の中での議論なものですから、私のはっきり申し上げることではないのですが、経過を見る限りでは今月中には結論が出るのではないかとこのふうには考えております。

○副市長

これは今まで2回開催しておりますけれども、最終的に処分は市長がするわけで、今、委員会で議論をして、私どもがそれを市長に報告をして、そしてその報告の中身を市長に判断していただき、軽いというのだったら差戻しもありますから、再審議もしなければなりませんので、それが3月末になるのか4月になるのか、私どもとしては、来週また3度目の議論をして、一定の時期に市長に提出できる整理をする予定ではあります。

○濱本委員

いわゆるこの処分というのは、言うなれば罰金の話です。要は罰則の懲役何年になるかみたいな話です。それだけで済まないわけで、反対側には当然損失補てんの話があるわけですから、でもここで言うなれば量刑が決まらなないと、損失補てんも、それに準じたところも当然あるのだらうというふうには思うのです、過失責任割合みたいなのが当然ある。はっきり言えば、人事の任命権者は市長ですから、最終的に。では辞令を出した市長にも責任はないのかという話になるのだらうと私は思うのです、軽重はともかく。ですから、そういう意味では、ここが程度早急に結論を出してくれないと、最終的な損失補てんについても、あまりはっきりできない部分も出てくるというふうに思いますので、適正な処分というのは、これはもう必ずしてもらわなければならないのですけれども、だからといって拙速にされて間違いがあっては困りますので、そこら辺はうまく折り合いをつけて、はっきりさせていただきたいというふうに思います。

○佐藤委員

◎損失補てんについて

20ページからの損失補てんについてお伺いします。

まず、損失総額についてですけれども、これ以上増えたり減ったりしないか、これで確定かということ、北海道との協議経過も含めて、まず伺いたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回の額につきましては、非常に長い時間がかかりましたけれども、最終的に1月段階で確定した数字を基にして北海道のほうへ、当初補助金の実績報告書を出しておりますけれども、その再確定ということで、改めて今回積算した分の補助金実績報告書を提出し、それに伴って差額が出ました。それを北海道のほうで小樽市へ現地調査ということで書類の点検その他をやりまして、最終的に翌週、中身について間違いがないという確定通知をいただきましたので、今後この額について変動することはないというふうに考えております。

○佐藤委員

それでは、補てんの方策についてなのですけれども、3,300万円のほうについて、当事者からの補てんを基本にとあります。具体的にはどういうことなのでしょう。

○総務部長

補てんの関係は、私のほうから申し上げます。

まずは、損失補てんの方針のところにも同様に、「当事者による補てんを基本」ということで書かせていただいております。そして、関係者及び職員全体に対しても協力を求める、これが基本的な考え方です。それで、実際の方策として、下段のほうに3,400万円と書いてありますが、これが先ほど議論がございました職員全体としての協力という形での3,400万円というふうに考えております。残りという言い方ではないのですけれども、3,300万円については、当事者が返すという基本的な姿勢に立っていますけれども、現実的にこの3,300万円という金額を考えたときに、市役所の一職員が簡単に返せる額ではありませんので、今お話のございました当時の上司あるいは関係者全体の中で協力をもう一遍求めて、この二、三週間ずっとやってきておりますので、そういった方々からの協力の金額をまずいったんこの中に充当して、残ったものについて当事者に補てんを求めていくという考え方で、どちらが先か後かというのはあるのですけれども、基本的には本人という前提の中で整理をし、今、進めているということでございます。

○佐藤委員

最後に残った分を本人に補てんしてもらおうということですが、そうすると当時の上司などの関係者も補てんすることなのでしょうけれども、具体的に関係者というのは、どなたなのでしょう。

○総務部長

関係者の幅ですけれども、当事者は基本的には、4年5年いましたので、当時その職場にいた係長なり課長なり、当事者からするとその上司というのが、関係者になるのだらうと思われま。さらには、先ほどもございましたが、いわゆる退職したOBの方。そして、これからの話ですけれども、職員全体としての協力は一方ではしてありますけれども、私どもとしては、部長、次長、課長職の管理職、それから、先ほど濱本委員の質問に対する市長の答弁もございましたが、特別職あるいは水道局や消防本部の福利厚生会、こちらにも一定程度の協力をお願いしておりますので、全体として、いわゆる関係者という考え方でおります。

○佐藤委員

そうすると、関係者というのは市長以下皆さんで、それぞれの案分を決めて補てんをすると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○総務部長

全員ということではないのですけれども、今、私が申し上げた中でお願いをしながら話合いをさせていただいております。

○佐藤委員

ほかの自治体では、もう既に終わったことに関しては、だれが幾らということが新聞記事に載っておりますけれども、いわゆるそういう形で発表されるということに関しては、先ほど濱本委員のほうから話がありましたけれども、4月上旬、若しくはそのあたりで公表されると。それ以前になるのかどうかということも含めて、めどはいつごろということを考えればいいのでしょうか。

○総務部長

先ほども話しましたけれども、3,300万円というかなりの金額ですから、今、一時的にこの3月4月で私どもが、拠出のできる額というのは一定程度限られてくると思います。ただ、その中でそれぞれ当時の関係者の方々に大きな協力をいただいております。金額はちょっと申し上げられないのですけれども、全体の3分の1程度、今、拠出の数字は整理されつつありますので、私としてはなるべく早い時期に基本的には確認をさせたい。ただ、本人の返済ということからすると、これだけの額を一遍にというのはなかなか難しい話になりますので、最終的な整理については、少し時間をかけて本人が返済をしていくという方式も考えながら、最終整理をしたいというふうに思っております。

○佐藤委員

その辺がわかった時点でまたお知らせいただきたいと思っております。

◎再発防止について

次に、再発防止についてお伺いします。

22ページからの「再発を防ぐために」ということで、全職場用ということになっておりますけれども、この項目についてはこれで全部なのでしょうか。

○（総務）職員課長

再発防止の項目ということでもよろしいのでしょうか。今後つくる再発防止策の、今回は概略みたいな形で報告させていただいているのですが、項目につきましては、現時点では今回の報告の内容をベースにというふうに考えてございます。ただ、本日の議論とか、今後の動向を含めまして、これから増えていくということも可能性としてはあると思っております。

○佐藤委員

再発防止に関しては、一番後ろに名前が載っている庁内の委員の方たちでつくっていただいたということでありま。すけれども、ほかの自治体では例えば市長の諮問機関として再発防止検討委員会というものを立ち上げて、当然

外部の人も入れて提言をしていただいたという現実があります。今まで庁内の仕事としてやってきたものをさらに庁内で見直してつくっていくという再発防止ですけれども、外部からの意見を入れる、そういう部分に関してはいかがでしょうか。

○総務部長

今回ちょっと急いだものですから、内部でこういった形で直接的に、すぐ効果が出るようなものでつくってまいりました。ただ、御指摘のありました、外から見た目というのは、これまた非常に大事だと思いますので、どんな形ができるかは別にして、私どものつくったものをさらに見ていただいて付加をしていくのか、さらには違う視点でもう一回議論できるのか、アドバイスをいただくのか、そのようなことを含めて、これは検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員

わかりました。

それと、職員が単独でやった結果として、今回の不祥事が起きたと原因のところでありましたけれども、その22ページの再発防止の中で「複数の職員による業務のチェック」という、担当2人制、「ジョブローテーション」と書いているのですが、当然こういう複数でということも必要ですけれども、もう一つここでやはり忘れてほしくないのは、どうしても専門職の育成を心がけながらジョブローテーションを組んでいただきたいということです。これだけ今回のように制度が変わって中身が変わってくると、全く知らない部署から来て、ではこれだけマニュアルがあるからやりなさいということでは、なかなかすぐには即戦力にならないというふうに私は考えますので、できれば、どの部署においてでもそうでしょうけれども、当然人を動かすことに関しては必要なことではあると思いますが、その重要なおとこに関しては特に後継を育成するという形で人事配置等をしていただくことが必要ではないかと思っておりますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

御指摘の専門職の育成というのは、前々からいろいろところで御指摘がございまして、それは各部署からの内申といったものを参照しまして、人事異動の中で配慮しながら進めていきたいと思っております。

○総務部長

ずっと市長に、年数がたったからといって画一的な異動をやるなというも怒られているのですが、実は私どもからすると、同じ事務職員で入って四、五年たつと大体次の部署で活躍してもらいたいということで、人事異動で平均的に異動させるというのが常なのですが、やはり昨今、医療保険部とか税とか福祉部門は、特に内容が濃くなってきてまして、私たちの若いころとは大分違うという感じで、かなり専門的な知識と経験というのが物を言う時代になってきています。そういう意味では専門職化するか、一定程度長くいてもらうということも含めて、例えば病院局などは、もうどちらかというプロパーで採用しようという方針で来年度以降考えていこうと思っておりますので、そういうこともちょっと視野に入れながら、これからは専門職化が必要になっていくのかなという認識を持っております。

○佐藤委員

それと、この22ページからの再発防止を読んでいくと、こういうふうにしますという項目と、こういうふうにするよう心がけると、これはいわゆる努力目標です。それではなかなか再発防止につながらないのではないかと、こういう書き方はどうなのかと思いつつ読んでいくのですけれども、当然、途中、中間報告という形で載せられる部分だけ載せていただいたというふうに解釈はしますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

これは中身的にはまだ精査していない部分もあるので、今後、精査していきたいとは思いますが、要は強制できる部分とか、意識的にやっていく部分でのちょっと表現の違いと思っておりますので、今後、整理しながら新しい

ものをつくっていききたいと思います。

○佐藤委員

業務を進行管理するシステムならば、心がけるではないのですね。この時期にこのチェックをしますと、こういうふうにでき上がりますというものが、当然システムとしてはでき上がってこなければならぬ。それはマニュアルとはまたちょっと違う話ですから、ぜひその辺を盛り込んでいただかないと、要するにチェック機能が働かないということになりますので、入れていただきたいと思います。

それと、再発防止に関しては、最終的にはこの対策ですが、いつごろでき上がるのか。それをいつごろから運用していくのか。その辺に関してはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

調査検討委員会の中では、特に詳細な調査と損失補てんと、とりあえずはその再発防止ということで、概要というところでまとめてきたのですが、今後、一定程度これが落ちつきましてから、検討会議の中でやっていきたいと思うのですが、なるべく新年度の早いうちには仕上げたいと思っています。

○佐藤委員

そういう意味では、当然この調査検討委員会もこれからもまた開かれて、再発防止の話はまた違う委員会ができ上がってやっていくのかどうかわかりませんが、なるべくその辺はスピード感を持ってぜひやっていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 01 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○千葉委員

◎書類の誤廃棄について

私のほうからは、公表時期について若干お伺いしたいと思います。

今定例会の前に厚生常任委員会で報告がありました。その際にも、やはりなぜ議会への報告、発表が 1 年もたつてからだったのかということで質問させていただいて、ことあるごとにもしかしたら公表する時期があったかもしれないという御答弁をいただいております。本会議の中で北野議員の質問に対して、計算の基となる帳票が誤廃棄をされていたという事実も出てまいりまして、その辺についてまた質問をさせていただきたいと思います。

この誤廃棄された書類ですけれども、その書類の中に記載されている内容というものは、どのような内容になっているのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

高額療養費を積算するための基礎となる関係書類というのは、病院のほうで受診されたときに医療費のデータを記載した診療報酬明細書、通称レセプトと呼ばれるもの、若しくは病院で作成される請求書、これが基となる資料ということですか。

○千葉委員

その中には、例えばお名前とかは記載されているのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

レセプトですので、受給された方のお名前、それから自己負担割合、それから自分で支払われた窓口の自己負担額、その他細かいデータが 1 人 1 葉という形で出てきております。

○千葉委員

保存期間の年数がもともと違っていたため誤廃棄していたということでありましたけれども、その時点でなぜ報告がなかったかというふうに私自身思っております。この高額療養費の未請求とは別に、このようないわゆる個人情報だというふうに私は認識しており、大事な書類自体が誤廃棄され、そのことについてなぜ報告がなかったのかというふうに思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず 1 点目に、誤廃棄の理由である、文書の保存期間が 3 年だったということでありまして、もともと北海道の補助金を受けているということで、その関係書類の保存年限を 5 年としているということを除きますと、元来、民法の中で、いわゆる医療関係については請求の時効が 3 年というふうになっておりまして、基本はそういった医療関係の文書については 3 年がベースでした。ただし、今言ったとおり補助金の関係があるので、特別扱いとして 5 年にしておかなければならなかった。また、その一枚一枚のレセプトにつきましては、医療関係に関する個人情報が入っておりますので、この廃棄処分にあたっては、いわゆる溶解処分という形で廃棄しております。

○千葉委員

毎回のその溶解のことをお聞きしたいのですけれども、毎年廃棄処分は 6 月でしたか、溶解処分されるということなのですが、それは何の書類で、何年度分を廃棄したというチェックが行われているということですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

あらかじめ廃棄する書類については、総務部のほうへ、どれだけの量を搬出するという形で報告しておりますし、あと保存文書の中でそれぞれ管理されている中では、3 年なり 5 年なりの保存期間によって処分するというのは、課長決裁でやっております。

○千葉委員

庁内に置けないものというのたくさんあると思うのですけれども、その年度ごとに種類別に保管をされているのか。また、廃棄年度別に保管をされているのかという区分については、どのような管理になっているのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

本庁地下にあります文書の保存状態でいいますと、それぞれ書類の文書名、それから保存期間、何年度、例えば 15 年度分の書類で 3 年保存であれば 18 年度というふうに、それぞれ関係書類ごと、年度ごとに区分して保管するというのが原則になっています。

○千葉委員

いろいろな書類を種類別に置くことで、廃棄処分の年度がずれていけば、これは記載や保管場所が間違っていることが分かるなど、非常に再発防止策になるのかなということを確認をさせていただきました。

◎再発防止について

続きまして、再発防止に関して何点かお伺いをしたいと思います。

今回の報告書は、先ほど佐藤委員からもありましたが、22 ページからは努力義務などが記載されており、これについては私もどうなのかなというふうに感じております。現在の仕事の引継ぎについてですが、新年度には新人職員も入ってくると思うのですけれども、実際に現在、新人職員に対する仕事の引継ぎはどのように行われているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

異動で新しく職場に来た職員の引継ぎというお話でよろしいでしょうか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

○（総務）職員課長

それにつきましては、業務の内容によるのですが、職員が異動していくとすれば、その出ていく職員から引き継いだり、それと、そこに引き継ぐ職員がいれば、そばで教えながらという形で、基本的にはその業務のマニュアルというものがあれば、それを基に引き継いでおります。

○千葉委員

今回のこの公表時期にもちょっと関係してくると思うのですがけれども、本当にこのような未請求の不祥事が発覚して、再発防止の対策がまだ具体的に決まっていないということに、私としては困惑しております。ですから、その公表の時期が早ければ早いほど、この防止対策についても具体的に検討して、新年度から走ることができたと、すごくそういうことは感じているのです。今のお答えですと、その引継ぎに関しては、あくまでも職員内で係員が次の係員に教える、決まり事はなく、あくまでも係員に一任しているということで理解してよろしいですか。

○（総務）職員課長

基本的には業務の引継ぎですので、係員の仕事は係員同士で、係長の仕事は係長同士でというのを基本に引き継いでございます。ただ、職場によりまして、係員同士の引継ぎに係長が同席するとか、係長同士の引継ぎに課長が同席するというをやっているところもあるようですので、それを今回この「再発を防ぐために」の中で、そういうことをやることによって係なり課の仕事を理解することにもつながりますので、やっていってくださいということで載せてございます。

○千葉委員

この「再発を防ぐために」ということで出された内容を見ますと、そうした部分も今まで行われていなかったのかと非常に疑問が残ります。実態を聞きますと、自分でマニュアルをつくっている方もいれば、また何もつくらないで口頭で教えている方もいるということで、非常にその辺の問題意識が足りなかったのではないかというふうに感じますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

おっしゃるとおりなのですが、ただ業務の中身によってはマニュアルを必要としない業務もあれば、詳細なマニュアルが必要なものもございますので、それは職場によって違ってくるのです。なるべく形で確認できるようなものがなければ業務のチェックにつながらないと思いますので、その辺はできるだけマニュアルを整理してということで検討していきたいというふうに思っています。

○千葉委員

今、若干お話しされましたが、具体的にどのような形で進めていくというのは、本当にこれからということでしょうか。

○（総務）職員課長

本日配付した再発防止の関係についても、きちんとやっている職場もあれば、やっていない職場もあるものから、確認の意味も含めて、今後、検討していきます。

○総務部長

先ほど御指摘がありましたとおり、今回この「再発を防ぐために」で相当の項目を出しましたけれども、これが新たに小樽市としてこれからやるべきことだという認識ではまずありません。これまでも基本的には行っており、ここに書かれていることというのは、業務を進める上で当たり前である部分が圧倒的です。そういう意味では、複数チェックとか、担当者のジョブローテーションとか、責任ある引継ぎなど、これは引継ぎにしても現在の服務規

程の中にきっちりうたわれていまして、当然やるべきことであります。ですから、基本的にはこういう形で行われているのだらうと思います。ただ、現実には今回こういった形で、我々も想像できないようなことが起きたわけですから、そこをいま一度、全体を引き締める意味で、基本的な部分でもう一回全体で確認をしていくという意味です。

それから、もう一段上のチェック体制がとれないのかというお話がありましたとおり、引継ぎの際に、さらに一段上の上司と一緒に入るとか、あるいはその引き継ぎしたことを今度は決裁をする、つまり引継書そのものを上司に渡すとか、例えば、総務部であれば総務部の課長職が引き継ぎをすると私のところにくれます。私はそれをもって見るという、こういうことも、すべてのところでやられているかどうかちょっと確認できませんけれども、必要なのだらうと思います。ですから、そういうことも含めて具体的な方策、今、御指摘のありましたことは、これらのことにさらに盛り込んで、職員研修なり、あるいは文書も配布をしますけれども、その中でさらに徹底をしていくと、そういう心構えでやっていきたいと思っております。

○千葉委員

今お話がありました引継ぎのチェックということで、やはり民間企業では、例えば引継ぎの中で大事な書類ですか、事務に関連することというのは、チェックリストというものをきちんとつくって、これを引き継ぎしました、きっちり受けましたということで、そのように一つ一つ行うというのが通常であるというふうに思っておりますし、また、そういう中で未然にミスも防げていけます。それとは別に個人的な、中でもちょっと触れていましたけれども、1日の流れ、また毎月あるもの、さらには3か月、6か月、1年のスパンの中でこういうことがあるという、そういう仕事の流れというものは、ある意味、その部署の一つの課のグループの中で、きっちり作成をしながら進めていくべきではないかというふうに思っております。

そこで、ローテーションのお話もありましたけれども、そういうグループの中では、せめて内部的な検査と申しますか、実際に今回、大事な市の歳入にかかわることで未請求がありましたので、金銭的な部分でこういうことが起きないための再発防止策として、例えば1か月とか、3か月とか、きちんと期限を決めて内部検査をしていくという方向性のお考えはないかどうか、伺いたいと思っております。

○総務部長

どのレベルになるのかというのがあると思うのですが、今回この事件が明るみに出た段階で、部長会議の中で、まずは特にこういった請求業務と補助金業務、あるいは金銭にかかわる業務を中心に担っている職場の各部長には副市長なりを含めてまずはきっちりすぐ指示を出しています。具体的なマニュアルは後ほど皆さんに示しますが、今、当面できることはやってほしいということで指示をしましたので、各職場において基本的な部分でのチェックについては今もう既に始まっているし、終わっているのだらうと思います。さらに新しいマニュアルをつくっていきますので、どういう形になるかいろいろありますけれども、もう一度各職場に徹底しながら確認をしていくという、こういう作業が必要になるかというふうに思っています。

○千葉委員

今のお話にもありますけれども、ジョブローテーションなどにかかわると思いますが、そういう内部的な検査をして、実際に携わっていない方が違う係の方の仕事を見ることで、いろいろとわからないからこそ生まれてくる疑問というのがあると思うのです。これはなぜこうなののだらうとか、これについて先月はこうだったのにどうしてこうなののだらうということで、そういうチェックにもつながりますし、また、そのチェックした側がまたその仕事をするということになったときに、非常に有効な手段と思っておりますので、どういう形になるかわかりませんが、グループ内での簡単な検査とか、そういうことはぜひ実行していただきたいと思っております。

○高橋委員

◎議会への報告について

まず、報告に関してお聞きしたいと思います。

先ほど濱本委員からも質問がありましたけれども、私もこの議会に対しての報告については、代表質問で伺いました。改めて質問いたしますけれども、1年前に事実が判明したのに議会に対して報告がなかった、非常に私は議会軽視であるというふうに思っております。まず、この件について御見解を伺いたいと思います。

○総務部長

報告の関係につきましては、この案件が外へ出て以来、厚生常任委員会でも、この予算特別委員会の中でも多くの方から御指摘をいただいております。そのときにも申し上げておりますけれども、市長からも答弁しましたとおり、どこかの場面で報告するという、いわゆるタイミングというのはあったのかというふうには思っております。ただ、私どもとしては、昨年この中身がわかった段階で、私自身もそうでしたけれども、こういうことがあるみたいだという報告があったときに、実は余りにも事件全体の概要が不明で中身が見えない状況だったというのがまず第一印象です。それで、それも含めて現に起きた事件の姿が見えない中で、件数、金額、累計、発生の状況すべてがない中で、報告しても、もちろんこういうことがあるようですという報告はできましたけれども、我々が少しは情報を出す段階でいろいろな方から問われたときに、すべてわかりませんという回答がなかなかできる状況にはないというのが一義的であったものですから、まずは事件全体の正確な把握をしようというところから作業を始めました。ところが、今度いざ作業が始まってみると、基礎となる書類がここに現存していない。違うところに保存しており、それが冬期間行けないような場所だった。そして、基礎的なデータそのものから我々がわかりたい情報そのものを出すには、データすべてを持ち込んで、電算のシステムで昔のプログラムを再度起こしてもう一回やり直すという、極めて気の遠くなるような業務をしなければわからないということが判明しまして、これはもう大変申しわけなかったけれども、当時の医療保険部の担当が賦課時期で、大変でしたけれども、課長以下何人かに夜頑張ってもらってやっていただきました。もちろんそのことをもって報告しなかったという理由にしようとは思いませんけれども、そういった中で何回かのタイミングがありましたけれども、結果として、昨年12月段階で一定の数字が見えたので、その段階で報告する判断もあったかと思えます。ただ、これは副市長のほうからも申し上げましたけれども、その段階で北海道と話をし、北海道の検査が1月になっていたものですから、結果としてこういう形になってしまいました。それぞれの御意見は、重く受け止めておりますので、私どもとしては、本会議でも御答弁申し上げましたが、議会へは速やかに報告するという基本的な認識は持っておりますので、今後とも物事ははっきりした段階ではきちんと報告していくという姿勢で今後とも臨んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○高橋委員

物理的な把握の問題というのは先ほども伺いましたので理解はしますけれども、ただ、やはり議会に対する姿勢として問題があったのではないかと私は思っております。

市長に伺いますけれども、やはり昨年の段階で議長に一定程度の相談、若しくは報告なりがあったほうが私はよかったのではないかと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○市長

先ほども答弁しましたけれども、確かに今考えれば、どこかのタイミングで話すべきだったというふうには思います。

○高橋委員

ぜひとも今後は、そういう形で報告願いたいと思います。

◎過去の懲戒処分の事例について

今回、報告をいただいて、代表質問でも伺いましたけれども、主たる原因は、担当者にあるというのはよくわか

ります。その一方で、5年間にわたって管理できなかった、把握できなかった組織体制にも問題があると、私はそのように思っております。参考までに、過去10年の中で懲戒免職を受けたという事件について報告をお願いいたします。

○（総務）職員課長

過去10年間で職員の懲戒免職を行った事例でございますが、平成17年度に免職になった例で、事件の発生年度は16年度から17年度、内容につきましては、当時、財政部納税課の職員が数十回にわたり領収書を改ざんして税の一部を着服したというのがございました。それともう一件は、15年度に免職になった事例で、13年度から14年度に事故が発生しておりまして、内容につきましては社会教育部社会体育課職員が体育指導委員会の会費を数十回にわたって私的に流用したほか、イベント経費を着服したという事例であります。その2件でございます。

○高橋委員

もう一つ教えてほしいのですが、同じくこの過去10年で懲戒処分を受けた職員の状況を教えてください。

○（総務）職員課長

過去10年の詳しい件数は調べていないのですが、懲戒処分でありますと戒告から停職までの種類がございまして、全くない年や2件3件発生する年もございまして、ならずと年一、二件程度というところでございます。これには管理監督責任の処分とか、いわゆる医療事故のような、そういった処分も含まれてございます。

○高橋委員

過去にもこういう形で大きな事件があったわけですが、総務部長に伺いますが、こういう教訓が生かされていないのではないかと私は思うわけですが、見解を伺いたいと思います。

○総務部長

今、職員課長から申し上げた事例を含めて、私どもも市役所へ入って、過去にいろいろな事件が発生しており、その中で、やはり今の2件の例もそうですけれども、犯罪行為といいますか、個人が公金等に手をつけるといった行為というのはやはり何年かに1回はありますが、この10年ばかりは、数は少なくなってきているという気はしています。そういう意味では、平成10年、11年当時に大きな事件はありましたけれども、それ以降あまりなく、そういったあたりの教訓や、チェック体制はきいてきているというふうには思っていたのですが、ここに来てちょっと我々が通常想像していない、つまり職員の犯罪行為ではない、いわゆるけ息というものが出てきていると。これは以前にも若干そういう例があつて、こここのところは新たな部分で私どもも戒めなければならないと思っています。そういう意味では、今回の再発防止マニュアルを含めて、従前とは違った形で話しなければなりませんし、職場にもそういうふうには接しなければなりません。つまり管理職としての物の見方、考え方も少し整理をしていかないと、これまでと同じような見方ではできないと、そんな気がしております。

○高橋委員

◎損失補てんについて

次に、先ほども質問が出ましたけれども、損失補てんの内容についてももう少し詳しく聞きたいと思います。

報告書20ページの損失補てんの方策というのがありますけれども、この金額の後ろに「当事者からの補てん」とありますが、この当事者というのは、当時の担当者、13ページを見るとAという方とBという方の2人いるわけですが、これは2人を指しているという意味でしょうか。

○総務部長

損失補てんのほうの当事者という意味は、基本的にはこの13ページで言いますとAのことを指しております。あくまでもAが起因で、この事件を起こしている。ですから、担当Bについては、この中で言えば関係者の中にも含まれるという理解をしていただければと思います。

○高橋委員

先ほども話が出ましたが、この3,300万円の補てんの内訳は、どのように考えられているのか。現職、それからOB分けて、考え方も含めてお示しをいただきたいと思います。

○総務部長

3,300万円の内訳でございますけれども、きっちりした金額は、まだ整理中でございます、今、申し上げられなくて恐縮でありますけれども、基本的な考え方として、当事者にまず補てんを求めるということから話をしています。ただ、現実問題としては、なかなか厳しいという条件の中で、当時の上司で、現職が5人ほどおりますので、この方を中心にまず話をして、一定程度の協力を求めるということで御理解をいただいております。

それから、いわゆる当時の関係者で、OBの方々にも私のほうから話をさせていただいて、これもまた5名ほどいらっしゃいますけれども、ほぼ全員が一定程度の、もちろん金額的には、それぞれの生活等も含めて差はありますけれども、御協力をいただけるということになっております。

それから、先ほども申し上げましたが、管理職であります部長、次長、課長と、それから特別職の分、また先ほど消防本部、水道局の話もいたしましたけれども、それらも含めて、これからこういった形の金額まで協力いただけるのか早急に詰めながら、最終的に整理できて、残った部分については当事者から返してもらうという形で整理したいと思っています。ただ、それにしてもまだかなりの金額が残りますので、当事者が全額を一度に返せない場合もたぶんあるだろうという中で、最終的には市との契約の中で長期間かかっても返させていくという方策をとりたいというふうに思っております。

○高橋委員

おおよそで結構なのですが、この3,300万円の内訳として、要するに当事者がどのぐらいの金額を負担できると考えようとしているのか、若しくはそのほかの部分をおOB若しくは現職員の方に負担してもらうということをおどのようにお話をされているのか、話せる範囲で結構ですのでお聞かせください。

○総務部長

先ほども少し話をいたしました、今、関係者等の中で、おおむね3分の1程度の金額について御協力をいただくということで話を整理させていただいております。残りについて、そうなれば3分の2程度になろうと思います。これを本人が返していくという、本人にも一定程度、一度に返せるものについて用意をするということで話をしておりますので、その整理がついたら、残りについていわゆる返済計画を立てていく、そんなことで考えております。

○高橋委員

◎チェックできる体制整備について

先ほどの組織の話に戻りますけれども、先日の予算特別委員会で他の委員からの質問に対し市長はこの制度の改正がたびたびあって、何かミスや問題が起きないか、すごく心配していたと、こういうふうに言われているのですが、こういう認識であれば、当時の係長若しくは課長、部長は同じ思いであったのではないかと私は思うのです。その辺については、この聞き取り調査ではうかがえないのですけれども、教えていただきたいと思います。

○総務部長

後期高齢と福祉医療という、どちらかという医療保険と福祉という両方の顔、従来であれば違う課の部分をおわせ持った課ということで、かなり過去から仕事の種類としてはさまざまな部分がある課であったと思います。そういう意味では、非常に制度改正が多い、新たな制度になっていく中では、当時の課長、上司である次長、部長も、かなりそういう意味では中身の把握が大変だったというのは想像できます。それぞれの聞き取りの中でも、そういうことも含めてやはり具体的な高額療養の請求事務の流れまで自分たちがなかなか把握できない、つまりこの業務があることはわかってはいたけれども、その業務の具体的な流れまでは把握していなかったというのを率直に申して

いますので、そういう意味では、そこまでやはりわかっていなかったというのが現実の問題としてあるのだらうと思います。ですから、課長がいて、係長がいて、基本的には係長が業務の動きをすべて押さえれば、こういったことはなかったと私は思っていますけれども、その中で、さらにその上の課長がもう一歩進んで見られれば発見できた道もあったのかと。そういう意味では、それぞれの段階でチェックできる方法はやはりあったのだらうと思います。それがすべて抜けていた中で今回のような事件が起きたので、聞き取りの中でも、そういった話をしている方が多かったというふうに思っております。

○高橋委員

◎責任の所在について

次に、責任の所在についてですけれども、先ほども質問が出ておまして、これについてはもう少し時間がかかるということでしたけれども、代表質問で市長に質問しました。いろいろ責任を痛感しているという市長の御答弁をいただきました。現時点で市長は、御自身の責任についてどのように考えられているのか、どのような責任をとろうと思っておられるのか、その見解をお伺いいたします。

○市長

今回の件につきましては、私から見れば考えられない事件でして、本当に遺憾だと思っています。責任のとり方は、過去のいろいろな事例がありますので、過去の例を参考にしますと、やはり給料の何パーセントか、何10パーセントかわかりませんが、そういったものを削減し、それで責任の一端を果たしたいというふうに思っています。

○高橋委員

そうなりますと、市長の給料の減額になると当然議案になりますので、これは第2回定例会でということでしょうでしょうか。

○市長

たぶんこの間に臨時会がありますので、その段階で提案できればというふうに思っています。

○高橋委員

◎再発防止について

次に、再発防止についてです。

先ほどもいろいろと質問が出ましたので、あまりダブるような質問はしませんけれども、今回一番感じているのは、先ほども言いましたように、係長とか課長とか管理職である立場の方の仕事の掌握能力とか、それからコミュニケーション能力とか、そういう部分がやはり欠落していたのかというふうに思っております。そういう意味で、このマニュアル的なものを読ませていただきましたけれども、これでは全然変わらないのではないかと、要するに、もっと根本的に意識改革をきちんとして、やっていただかなければ、また同じような問題が起きるのではないかと、いうふうに私は思っておりますが、この件について見解を伺いたいと思います。

○総務部長

御指摘の意味は理解をしているつもりですが、市役所の仕事というのが、どうしても長年の中で積み重ねられて、下から上へ上がっていくという形で、国からの業務、北海道からの業務を含めてやっていく中で、なかなか独自のチェック体制とすることが難しい業務になったのは事実だと思います。そういう意味では、広くいろいろな仕事があるものですから、画一的なマニュアルでチェックをかけていくといっても、これもまたなかなか難しい。そういう意味では、やはり今、委員がおっしゃったような意識の問題が最大なのだと思います。

ですから、いろいろなマニュアルはつくるけれども、それだけではやはりフォローできないのだらうと思います。そうなってくると、意識の問題となれば、やはりポイントは課長、係長だと思います。その中で、課長、係長が常に一方では目配りをするという問題と、一方では職場のコミュニケーションというものを大事にしていく中で、き

っちり係員なり係長と常に話ができるような状況というのもつくっていかねばなりません。ただロボットではありませんので、この業務を朝から晩までやれと、終わったら報告しろと、こういうわけにはいきませんので、人間のやっている仕事ですから、そういったコミュニケーションを大事にしながら、やはりそれぞれ個々の悩みも、苦勞もあるわけですから、そういうものを酌み取ってやれるような職場、そして上司が大切だろうと思います。そういう意味では、従来型のそういう気配りも大事ですし、一方では今おっしゃった意識の改革、新たな業務とか新たなやり方とか、それから市民の皆さんの思いなど、必ずしもこれまでと同様ではなくて、かなり厳しい目で、ある意味では違う目で市民の皆さんは見ていますので、そういった意識改革は大変大事なことだと思います。この中の表現で少しぬるいぞというお話でしたけれども、それらも含めて、新しいマニュアルあるいは研修等の中では踏まえながらやらせていただきたいと思います。

○高橋委員

◎市民への信頼回復に向けて

最後に、市民への信頼回復に向けて、では具体的に何をやっていくのか、どういうものを目指していくのかということのを伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○総務部長

これだけの大きな事件で、それも職員の怠慢による行為ということで、多くの市民の皆さんの信頼を失ったというのは我々職員全員が重く受け止めなければならないことだと思います。そういう意味では、今回の福利厚生会からの拋出についても、いろいろと御批判はありましたけれども、最終的には多くの職員の方が、それはいいよということで、まずは理解をいただいたのだろうと思います。これを一義的に、今、進めているところです。あとは、これから全職員一丸となって、こういったことを起こさないように、さらにはいろいろ御指摘をいただいている市民サービスなどをできる限り職員全体として共有してやっていけるような体制を市民の皆さんあるいは議会の皆さんに見ていただけるように一歩ずつ努力をしていくといった形で進めていきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

それでは、本日の議論に、重ならないように聞いていきたいと思います。

◎他業務への影響について

最初に、こういう事件が起きると、やはり市民の皆さんと一番現場で接している職場の職員が大変つらい思いをする場面をどうしても心配してしまうわけなのですけれども、特に今回のようなことが起きたことで、例えば納税とか国民健康保険料の徴収などに関係されるところで働いている部署で悪い影響が出ていないか心配なのですけれども、そういった報告は受けているでしょうか。

○（総務）職員課長

実は私も昔税務関係の職場にいたことがあるものですから心配でありまして、納税課なり保険収納課なりに電話して聞いてみたのですが、今のところ、当然おしかりのお電話とか、そういったのは何件か来ているようだけれども、直接その業務に影響するような形ではないということでもあります。

○斎藤（博）委員

◎他都市の事例について

次に、今回、小樽市でこういう事件が公表され問題になったわけですが、よく言われているのは登別市の話があります。今回、北海道に限定した場合、道内の他都市でも同じような問題というのが起きているというふう

るのかと、それから、どのぐらいの損失額が発生しているのか、そのところがわかったらお聞かせください。

○（総務）職員課長

具体の市町村名になると公表していかどうか確認をとっていないものですから困ってしまうのですが、同様の事件が発生しているということは、懲戒処分の関係で調べたものですから、その関係で言わせていただくと、13市町ございまして、北海道への返還額ということで調べたのですが、返還額で一番大きいところで3,500万円、それと一番小さいところでは影響がゼロというところがありました。

○斎藤（博）委員

職員課長にお答えいただいているので、あわせてわかたら聞きたかったのですが、そういったこの13市町の中で、いわゆる今回、小樽市でも議論されているような職員の責任のとり方というようなことで、方法はいろいろあると思いますけれども、いわゆる職員が負担するような形で、全部でも一部でも対応している事例があったら教えてください。

○（総務）職員課長

たまたま調べてございまして、その範囲でお答えしますと、13市町のうち、全額かどうかは別にしまして、一定程度職員で補てんしているということでは5市町で事例がございまして、残りの8市町につきましてはそういう事例はございませんでした。

○斎藤（博）委員

◎再発防止について

次に、本日いただいた報告書について、大きく2点にわたって質問させていただきたいと思います。

最初に、再発防止の関係でずっと読ませていただきました。要は、再発防止対策の踏み込みの部分なのですが、2ページの最初に原因が書かれています。それから16ページに、「未請求問題が発生した原因の分析等」ということで、一番下のほうに最大の原因は担当者Aの責任感の欠如だというように整理しています。そして、出てくるのが「再発を防ぐために（全職場用）」というふうになっているわけなのですが、何回か議論されている中で、この職員の問題、いわゆるけ怠というふうに言われている部分なのですが、個人の責任感の欠如、若しくはけ怠によってこういう事故が起きる、その再発を防ぐためにこの文書はつくられているというふうに考えていいでしょうか。要は、こういうことが起きた原因の分析はしているのですが、3番目に再発を防ぐために書かれていることというのは、原因とかその分析結果とつながっているのだろうか。その責任感が欠如した職員が発生してきたり、け怠が起きたときのその再発を防止するという部分に、ここで書かれている「再発を防ぐために」という内容が、つながっているのかどうかというのを説明していただきたいのですが、

○総務部長

これだけ多くの職員がいて、特に事務職員もそうですけれども、なかなか平均的に仕事をするというのは難しいことは、これはもう御理解いただけると思います。平均10の仕事をする人間いけば、11も12も少しいますけれども、9も8も7もいるわけですので、それはそれぞれ本人の能力、資質もありますけれども、一方では一定程度、時期的に病気をしたり、モチベーションが上がらなったり、家庭的な事情等でいろいろな動きがあると思います。その中でどうやってフォローしていくかというのは、職場全体のものだとは思っています。ですから、常に10の仕事をみんなが平均的にできれば、それはもう何かのマニュアルがあれば、ほぼ完璧にできるのだと思いますけれども、現実にはそうならないということです。ですから、前に、基本的には職員がけ怠をする、怠慢をするということをあまり想定しないで私どもは仕事をしているということを申し上げてちょっと怒られましたけれども、基本的にはそういうふうには思っているのです。ただ、現実の問題としてはこういうことが起きてしまったのもまた事実なので、これはこれとして受け止めなければならない。ですから、こういう人間に対する個人的な指導を徹底しなければならないだろうと、研修などで本人に対してやはりいろいろなことを言うていくというのが必要に

なってきたということです。

それともう一つは、これはミスではなくて、本人が意図的にやらなかったわけですから、これはチェックをかけられないと思うのです。だれでも間違っただけでミスすることはあるのです。それはどこかのチェックや決裁でひっかかる場所ですが、本人が隠そうとすれば、これはなかなか表面化しづらいのだらうと思います。そうなってくると、やはりきっちりしたチェック体制、あるいは今言った仕事をかえていくとか、そういう形の中で見つけやすい体制、もっと言うと、そういうことができなくなるような体制、仕組み、こういうものをつくっていくというのが大事だと思っています。それは斎藤博行委員が今言われたことを含めて、今の「再発を防ぐために」には、必ずしもけいだけではなくて、これからのいろいろな仕事のあり方を含めて、ここには入れていきたいというふうには思っています。

○斎藤（博）委員

ちょっと抽象的な話で恐縮なのですが、22ページについて、だれかも質問しましたし答弁にもありましたけれども、書かれている内容がどうこうではなくて、要はなぜこういうことができない職場が小樽市役所の中のできたのだらうかという、その分析なり、最近の市役所の中というものを検証したのかというふうにするのです。言われていることは正しいと思うのですが、こういうものができて再発を防止しようとするのも私は必要だというふうに思っています。ただ、結果として、この平成14年度から18年度にかけて、こういうことができない職場が、Aさんという人も引き金になっていますけれども、組織として一つの課、係の単位で、これが全然機能不全を起しているような職場が市役所の中に発生してきたということについての分析なり見解というのはいないものなのでしょうか。

○総務部長

物の考え方、受止め方の問題だと思うのですが、基本的に、ここ数年、厳しい財政状況の中でいろいろやっています。ですから、率直に申し上げて、マンパワーが必ずしも充足するだけ配置をしているとは思っていません。ただ、少なくとも1人当たりの業務の負担が少しずつ増えているということは否定しませんけれども、毎年相談をしながら、大変なところについては臨時職員を入れるなり、そして本当に制度改正などで忙しいところには職員を増やしています。ですから、医療保険部とか、ほかを見ていただくとわかるのですが、多くの職員を配置しながら何とか乗り切っています。それは全体の人員の中で、これはバランスをとりながらやっておりますので、もちろん個々に増えている1人当たりの負担というのはあるのだらうと思いますが、私は時間的に余裕がない職員が増えていると言われればそれを否定することはありませんけれども、少なくともそのことと今回起きたこととは同じ次元の話だと思っておりますので、そういうことも含めて、今回の件については、やはりきっちり反省をしながら、職場の中で徹底をしていきたいというふうには思っています。

○斎藤（博）委員

これは原課のほうにお尋ねしたいのですが、今回の事故なりを受けて、事務処理の改善ということで何点か行われているシステムなり、そういったことについて、もう一回御説明していただきたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

原課における業務改善につきましては、本日配付した資料18ページの中に2点載せてあります。一つ目は、チェック体制の強化ということで、1番目としましては、情報システム課から打ち出されるリストによる高額療養費該当者のチェック作業、これまでは単独でやっていたものを他の係員も含めた相互チェック体制としました。

それから、同様に二つ目としまして、業務の流れを見直しまして、高額療養費を保険者へ請求する場合についても、いわゆるリストである一覧表をつけて決裁を新たに受ける、これがチェック体制の強化の点であります。

もう一つは、業務の効率化としまして、いわゆる高額療養費のデータ、これについては、CSVというパソコンで処理が可能なデータを平成21年度から情報システム課の協力を得ましていただくことになりました。それは個人

のパソコンに取り入れることによりまして処理時間が非常に短縮されると同時に、北海道のほうで以前より求めておりました高額療養費処理簿、これが作成できるようになり、進行管理もあわせて可能になったというような改善であります。

もう一つ、社会保険以外の保険者は、従来、支給決定書というのとはもっていないのですけれども、北海道の指導もありまして、金額の相違などがあつた場合には社会保険のほうから、いわゆる支給決定通知もいただくようにしました。

最後には、職場の業務マニュアルを、職員課のほうからの指導もありますけれども、それにあわせて整備をしたというような改善を図っております。

○斎藤（博）委員

◎損失補てんの考え方について

次に、損失補てんの考え方について、何点かお尋ねしたいと思います。

今回の事故自体は、本人のけ怠なり責任感の欠如によって発生しているというふうになっております。この損失と本人の責任と、道義的というか、非常に責任があると思うのですけれども、この金額に結びつく根拠というのは何かあるのですか。例えば犯罪だったら被害額とか、横領だったら横領金額とかとあるわけなのですけれども、どいう金額になっているか。この当事者が抱えるであろう責任の数字の根拠というのは何か、法的な意味というのは何なのですか。

○総務部次長

数字の根拠といいますか、賠償責任といいますか、一般的な部分で答弁しますと、やはり一般的に雇用関係にある者について、その業務上で何か起きた場合については、故意又は重過失ということが一つ基準となりまして、その部分で私どもも顧問弁護士にも相談いたしましたけれども、今回の分については故意又は重過失と認めざるを得ないという形で、金額的にはそういう意味での賠償責任は明確に否定できないだろうということでお話を伺いました。あとは、その他管理職員等については、業務上の行政処分はあるけれども、だからといって個人に対する請求というのはなかなか難しいというふうなお話も聞いてございます。ただ、割合そのものにつきましては、今この期間も含めてなかなか複雑ですので、明確に幾らというのはい概に言えないと思いますけれども、少なくとも過半の責任については本人にあるのではないかとこのふう考えています。

○斎藤（博）委員

それは、二つ目に聞こうと思ったのですけれども、当事者というのはわかります。当時いた人とか、係長、課長というところまで関係者というようなことで拡大しているわけなのですけれども、その人たちに対しても小樽市としては賠償責任があるという考え方に立っているのですか。

○総務部長

法律のことはあまり詳しくないので言えないのですが、考え方として、一つは今あつたとおり、当人には当然賠償責任があると考えまして、関係者については、ここに書きましたとおり、「協力を求める」という書き方にさせていただきました。ただ、協力を求めるという形で説明をしましたが、少なくとも当時の経過とか、この間議論をいただいています当時の係長、課長という当然チェックする立場にいてできなかったという重み、それは感じてほしいということで私のほうから話をさせていただいています。ですから、言葉で言えば、道義的な責任も含めて今回の返済についての御協力をお願いしたいという形で、関係者の皆さんには話をしたということでございます。

○斎藤（博）委員

ちょっと前後して申しわけないのですけれども、先ほど総務部長もおっしゃっていましたが、この報告書にも 2 月 23 日に顧問弁護士と相談というふうな項目があるわけなのですけれども、弁護士を入れて当事者 A さん本人と小

樽市長との間で、そのことに対する責任なり賠償なりについての文書のやりとりというのはされているのですか。

○総務部長

現在、本人と文書のやりとりはしていません。まず、私が窓口となり本人と四、五回会って、これはこの中にも書いておりますし、委員会で申しあげましたけれども、本人は自分の責任をきっちりと認めて、自分でやらなかったことについても反省をし、そして損害賠償についても自分としてはしたい。ただ、現実の問題として、この金額ですから今すぐといってもという話の中で、それであれば全体の協力の中でどこまでできるかということで、今、進んでおりまして、本人と文書ではやりとりしておりませんが、このように話が進んでいるというのが今の状況です。

○斎藤（博）委員

そうしますと、福利厚生会からの寄附とそれから周囲の方々からの、これは一回きりというお金といたらいいのでしょうか、協力をお願いして、それなりの金額が集まってきて、逆算すると、当事者が小樽市に払うべき義務が発生する賠償額というのが出てきます。それが確定した時点で、払い方についてはいろいろあると思いますが、本人と小樽市の間で、どういった債権を確保するような対応をとるのか、例えば弁護士を入れて裁判所に行って何か文書をつくるのですか。

○総務部長

現在、本人にも努力をいただいています、一時金でどこまで補てんできるのかやっています。その金額が幾らになるのか、そう遠くない時期に数字が見えてくると思います。

それから、今、御指摘のありました関係者の皆さんのお話も、おおむね整理しつつありますので、この3月ぐらいには見えてくるだろうと思われま。その段階で、仮に残った金額を本人が一括で返済できない場合、どういった形の処理をするかについては、方法論として、債務承認の支払約定書みたいなものをきっちり交わして本人に返済をさせていくという形でできないか、今考えているところであります。

○斎藤（博）委員

今回、当事者についてもそうだと思うのですが、関係者についても、先ほど来の答弁では一定の行政処分を考えなければならないということもあったと記憶しています。そういった場合に、その行政処分をするということと、今回、当事者及び関係者の方々に賠償を求めたり、協力を求めているということと考え合わせたときに、二重の処分に該当しないかという心配があるのですけれども、その辺について検討されていますか。

○総務部長

一方で行います行政処分については、当然これは私どもの地方公務員という立場の中で何かあった場合には、こういった形で処分していくというのは通常です。

それから、今回の場合は、協力をいただくという形の中で進めております。ですから、私は、例えば責任の割合で何百万円払えというようなことは一切言っておりません。全体の中で、協力いただける範囲でやっていくということですから、今おっしゃっているような形には当たらないというふうに思います。

○斎藤（博）委員

◎福利厚生会について

次に、福利厚生会のことについて何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、私もテレビで副市長の記者会見を見てこのことがわかったのですけれども、その時点で副市長のほうからは既に、税金の投入については非常に厳しいのではないかと趣旨のコメントがあったように記憶しております。一定の協議をして、ここまで至った中で考え方は別としても、発表の時点で税金の投入、若しくは市民の皆さんに説明がつかないとかというコメントをあわせて出しているわけなのですけれども、こういった考えなり、このことに対する受止めをもって、最初に発表する記者会見の時点でそういうお話をされたのかという背景につい

てお尋ねしたいと思います。

○副市長

記者会見の話というのはもう明快で、最初に補てんの方針というのがあって、一般財源は使わないというのが子どもの基本的なスタンスでしたので、具体的に言うと当事者が全部これは払うべきだという認識は当然ありました。ですから、いわゆる税金を使ってこれを補てんするというのは難しいのではないかという見解で、そういった考え方から出発をしています。

○斎藤（博）委員

行政の議論は別にすると、全額を本人に払わせて税金の投入はすべき課題ではないという問題と市役所で働く全職員にその協力をお願いするというのは、ちょっと次元が違っているのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○副市長

基本的には、当然損害をこうむっている立場ですから、それを穴埋めするのは原因者をお願いするというのが建前ですし、当然考えるべきことなのだろうと思います。問題は、いわゆる時間的なことも含めて早急に処理しなければならない課題が当然あったわけですから、北海道に対する返還金として3月末までに戻さなければなりません。この間も一回触れましたけれども、これはあくまでも、北海道対小樽市という公同士の行為でございますけれども、そういったものをどう解決していくかという中で、私はどこからどこまでが副市長で、どこからどこまでが福利厚生会の理事長なのだと言われましたけれども、基本的には返還しなければならないといった課題というのは行政の立場では持っていました。問題はこれをどう解決するかとなれば、いわゆる特定財源として、市の職員全体として、市民に対して、同僚が犯したこういった問題について何とか協力できないだろうかという問題提起をし、福利厚生会に一定の財源があるので、これを使うということで相談できないかということ、そのときの副理事長なり事務局なりとも相談をし、常任理事会を何回か開いて整理をしてきたという経過でございます。福利厚生会にもいろいろ言われましたけれども、時間的なものがあればまたいろいろな方法もあったかもしれませんけれども、現状の中でやはり特定財源を確保して、一般財源を使わないという方針に基づいてやるとすれば、今思う中では、一つの選択肢としてはあの方法しかなかったというふうには思っているところでございます。

○斎藤（博）委員

先ほど聞きましたら道内13の市町で、今回、似たような事件が起きているそうです。その中で、五つの市町では小樽市のような職員の協力をお願いして一定の対応をしているというようなことで御答弁いただきました。福利厚生会の中での議論を積み上げていく経過なりのこともありましたし、総会の模様も小耳には挟みました。大変だったという話も聞いておりますので、そのことについてはもう触れませんが、最後にお尋ねしたいのは、やはり今回のことというのは極めて、あつてはいけないことだということを前提にしても、それにしても特殊なことだというふうに思います。

そういった意味では、小樽市の損失部分の穴埋めという問題が出てくる場面というのは、こういうケースでないにしても、いろいろ考えなければならない場合もあると思います。そのときに私が一番心配しているのは、今回のように職員の協力をお願いする、そういう形の処理の仕方について、登別市の市長が明確に、これは前例としないので今回限りの協力ということでお願いしたいと、そういった発言をして終わっていつているケースもあります。小樽市の場合は、福利厚生会の総会という形の中で処理がされて、まとめて寄附という形で来ていますので、ちょっと状況は違うと思うのですけれども、それにしても対処の仕方として、前例にしてもらいたくないという思いは非常に強いものがあります。そういったあたりについて、見解を求めたいと思います。

○副市長

いわゆる福利厚生会のお金を使うということに対して、私の今の副市長という立場でそれを使う使わないという

判断をするというよりも、たまたま今回は福利厚生会という一つの職員の集団の会があって、これは労使の関係ではなく、全職員が入っている団体で財源があった、だからこの関係において職員がみんなで、市民からいろいろと御批判があるということも含めて協力できないかという思いでやった行為ですから、これから福利厚生会で将来どなたかが理事長になられるかわかりませんが、具体的にこういった問題提起がされたときに福利厚生会がどう判断するかというのが、ひとつあると思うのです。もう一方で、そうではなくて、やはり職員として、どうしてもこのことにみんなでカンパでもしようかとどなたかが声を上げれば別に、こういうことというのは、それは案件によっては将来的には出てくるかもしれません。ですから、福利厚生会という立場で私がこれからも続けるとすれば、もう勘弁してください、こういうことには協力はしませんということでお答えしますが、将来的に福利厚生会という団体の中でどんな御議論をされるかということも当然あるかと思しますので、私としては、登別市のほうは行政の長として職員に皆さんカンパしてくださいとお願いしたのではないのだろうか、だからもう二度と今回のような対応はしないということをつぶし首長という立場でされたのでしょけれども、今回は、私は首長に頼まれたわけではなくて、私が副市長と理事長という二枚看板を背負っていたということを含めて、みんなで協力できないだろうかという問題を提起してきたという経緯がありますので、もう一回近々に言われたらそんな財源ありませんからできませんし、する気もありませんけれども、将来的にはやはり福利厚生会の課題として出てくれば、またその段階で協議すべきことというふうには思っています。

○齋藤（博）委員

方法として福利厚生会を選択したというのは、職員の意向の中でそういう方向を選んでいった、それは一つの選択ですし、積み上げた議論の結果だったということなのではございますけれども、問題がそういうふうにならされてきたということ自体に、職員として協力できないのかという問題の立て方をされたときに、職員は自腹を切るか、それともどこかにある、自分たちがみんなで過去に積み上げてきたもので対処するかという方法論としては、そちらを選んだ。それで、選んで決めたことについては、それは決めたとおりにやりましたからいいわけですが、問題は最初の、一人の人間が、同じ市役所の人間といいながら、けさ何かわからないけれども、原因は別としても、その職員が起こしたことの金額的な責任をやはり全職員がかぶるといふような発想なり、つくりというのは、今回を一つの教訓にするのですけれども、やはり前例にしてもらいたくないという思いは非常に強いのです。これが福利厚生会に行ったから間接出費みたいなものですから、まだ職場なり職員の議論の煮詰まりというのは抑えられていますが、この福利厚生会のお金がなかったら本当に皆さんお願いしますという話になってくるので、だれがそういうふうをお願いするのだとか、どういう権限と立場でやるのかと大変な議論になったと思うのです。それを回避したというのは方法論ですからいいのですけれども、ただ問題は、一人の職員が起こしたことではあったにしても、それを今ここに働いている市の職員全体で何とかしなければならぬという対処の仕方は、福利厚生会ではなくて職員に向かってくることについて、やはり前例にしてもらいたくないという思いが非常に強いというふうには私は思っているわけですし、そういう声は聞いているので、その辺について、もう起こしてはいけないというふうには思っていますし、起こさないという立場には立ちますけれども、ぜひ改めて今回の処理、小樽市の職員に協力をお願いしたという処理の仕方については、前例にしないという考え方を明らかにしてもらえないかと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長

これは、出発点とはともかくみんな原因者の責任ですということから始まっている話ですから、そういう意味では、だれも負担しないといったら、お願いしますという話に行くのだからと思うのです。ですから、強制力をどうするかという部分からいけば、組織ですから、今回はみんなで決めたから、この持っているお金を使うという結果になりましたが、そういうことはもう二度とあってほしくないですし、将来的にそういう課題があって、やはりもう二度とやりたくないということで決まれば、それはそれで私は結構だと思っています。ただ、問題は、やはり市の

職員という看板を背負っていて、そして一定程度そういう行政の中でいろいろなことが起きたときに、この責任のとり方をただ1名に、仮に1億円払いなさいという話になったときに、せめて幾らかは応援してやろうではないかということなどをどなたかが問題提起をする、そのこともだめだと言われれば、それは違うのではないかと感じます。やはりどなたかから、市の職員みんなで幾ばくかでもと応援してこそ、市の職員という立場でとるべき態度ではないかという議論があれば、それはあるのではないかと思います。ただ、今回のようなやり方そのもの自体が将来的にあるかどうかということをお問われれば、基本的に、今、私の立場からすれば、するつもりはありません。ただ、何度も申し上げるように、基本的には市の職員、みんなが市の職員なのだから、仲間が犯したことについて、共同責任とは言いませんけれども、やはり公金が使えないとなれば少しばかりはみんなで応援しようではないかという、こういう発想があってもいいのではないかと、そういう気持ちを私は持っています。

○斎藤（博）委員

議論になってしまうのもうやめますけれども、過去には、いろいろなことが小樽市役所の中でも起きてきたと思うのです。いろいろな損害を受け、使い込んだ人もいるでしょうし、そういう人たちは懲戒免職になっていなくなっていった、結果的に小樽市に穴があいているとかということもあったかもしれない。家族が泣き泣き対応したとか、いろいろな経過があったと思います。それはもう副市長もよく知っていると思うのです。ただ、それでならしてしまっ、さかのぼれば小樽市役所総体としては、やはり損害をこうむったままになっているケースもあるのかもしれない。けれども、そういったことに対して、同じ同僚が起こした事件だから職員全員でその穴埋めについて考えないかというのは、私の知る限り初めてなのです。そういった意味で、今回のケースが特殊だったのかもしれないけれども、従来になかったような処理の仕方だというふうに私は理解しているのです。

ですから、そういった意味では、今後こういったことについては、やはりしょっちゅう起きるという立場に立っていませんし、起こしてはいけないというふうに思いますけれども、やはり前例にしないのだと。職員に協力をお願いするのも、どこかで自発的に起きてくるような環境があれば、それまた別かもしれないけれども、今回のように最初の記者会見から一般会計の導入については考えていないというふうに言い切ってしまうと、選択肢は極めて狭いわけですから。そういった結果として今みたいなことになったのではなくて、最初に聞いたように、最初からそういう対処の仕方をしてこられたときには小樽市役所に働いている職員はたまったものではないという思いも持っておりますので、ぜひ前例にしないということを確認させていただきたいというふうに思います。

○副市長

私も議論する気はないのです。問題は、今回いろいろな議論を職員ともさせてもらったときによく出る話は、やはり一生懸命頑張っているいろいろやったときに穴があいた、このことを、本人が悪いから本人に全部穴埋めさせるとか、その分を職員からカンパを集めて埋めるとか、これはただの一回も市役所で今までやったことないし、他の都市だってそういうことはやっていないと思います。これは福利厚生会の議論のときも、一生懸命仕事をやったら自動車事故を起こしました。対物の保険は入っているから相手様の分は直るけれども、市のほうは直せなかったら市の修繕費で直さざるを得ない。では30万円かかったから払ってくださいということは言ったことないし、逆に言うと民間の裁判の判例の中でも、一生懸命やったところに1億円損害かけたからって1億円を払えなんていう判例なんてないわけです。ですから、そういう意味では、今回の件が当初から違うと思うのは、やはりけ愈という、いわゆる重大な過失なのだというところからいくと、一般財源では埋められないというところからスタートせざるを得なかったということがあるのですということを言っているわけです。ですから、全道的にも13市町で起きた中で大なり小なりあったとしても、やはり個人のけ愈で整理していなくても、職員が金を出してそれを埋めているところもあるという経緯も頭にありましたから、当然切り口からすると、そこから出発したということです。ただ、このこと自体が、冒頭言ったようなケースも含めて、前例としてこういうふうにしたのだから、またやるということをお私は考えておりませんし、市としては今までの方針からいって、職員が穴埋めするということはしていないという

ことだけは明確にお答えしておきたいと思います。

（「市民は期待するね。何かあったら職員が埋めてくれるって」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○委員長

結論は同じようなことを言われているのだと思うので。よろしいですか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

○成田（祐）委員

今回の件に関して、もちろん当事者である小樽市も含めて責任というものはあると思うのですが、それをチェックする職務がやはり議員の仕事だと思うので、小樽市だけでなく、議員もそういったチェックをしっかりと働かせていなかったという部分で、個人的には責任が議員にもあるのではないかというふうには感じています。

◎北海道の指導検査について

そこで、1点だけ北海道のチェックの部分に関してちょっとお伺いしたいところがあったので、端的にお答えいただきたいのですが、指導検査に入ったというときに、北海道のチェックは、全体にどのぐらいの数の中からどのぐらいのサンプル数をとって調べたのか。それをもって検査となしたのかというのを、数がわかれば、できれば年ごとでお答えいただきたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

これは未請求のために来た検査ということでよろしいですね。

（「通常の業務」と呼ぶ者あり）

通常の場合は、特別何例を出せというような検査はしておりません。平成15、16年度とか、19、20年度の関係リスト、関係帳票を置いておきなさい、自由に見るからというような感じです。ただし、先ほど古沢委員の質問にあった21年度からの検査の中では、いわゆる保険者別に10例程度サンプルを出していく。

（「分母は」と呼ぶ者あり）

分母ということはないです。例えば21年度分の検査をするから、今まで21年度の中で高額療養費をやっていたうちの10例、例えば社会保険10例、国民健康保険10例というふうに抽出しておきなさい、それを当日チェックしますからと。それ以外は全部書類を出しておく、怪しいものがあれば引っ張っていくというような形です。

○成田（祐）委員

ということは、正直な話、1万件のうちの100とかそれぐらいサンプルをとって、それで統計学的に大丈夫だろうというような検査をしているかと思ったら、向こうに渡した感じで、実際は向こうが何個見ているかというのは、わからないし、そういう報告というのも上がっていないという認識でよろしいですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回は、北海道が未請求の関係で来た検査というふうに考えたのですけれども、おおむね検査自体は検査員がいて、関係書類を置いて、その方たちが自由に無作為にサンプルを抽出して見るということなので、今回たまたま未請求のときに15年度から18年度分、約120か月分あるのですけれども、課長、係長、専門員と3人来て約4時間、ですからトータルで見ていると、事業別にはやっていますけれども、15パーセントから20パーセントぐらいは見ているというふうには考えておりました。

○成田（祐）委員

その15年度から18年度分、15パーセント見れば普通は統計学的に請求漏れの部分が普通は出てくるはずなのです

ね。それが全く気づかなかったというところは、小樽市もちろん責任がありますけれども、北海道も結構いいかげんなことをやっているのではないかという、それだけ見ているのだったらというふうには、個人的には非常に感じる場所があります。

そのような中で、先ほど共産党の古沢委員もおっしゃいましたけれども、当然責任はあるけれども、だからといって小樽市が全部負担するというよりは、やはり主張としておかしなところは、北海道にも交渉をかけていくべきという思いがあるので、そういうことで、負担するのは結局市の職員とかになると思うのですけれども、やはりその方々の負担を減らしたいというのも個人的にもあるので、その部分をもうちょっとしっかり時間をかけていただきたいと思うのですが、そこをお答えいただけますか。

○医療保険部長

二つお話があったと思うのですが、まず指導検査のことなのですが、これは例えば私どもが介護保険法なり医療法に基づいて立入りをして、そこが何か不正なことをやっているという前提で入っていく調査ではありませんので、善良な管理の下に行われているという前提での指導検査ですから、今おっしゃったように15パーセント抽出をして、その中にいいものがある悪いものがある、そういう視点の指導検査ではありません。地方自治法に基づく監査、あるいは国庫補助金をちょうだいしている会計検査とかになれば、破壊検査までやって、そこに鉄筋が入っているかということまでやるわけですが、そういう検査ではありませんので、そのことをまず御理解をいただきたいと思います。

それから、今の北海道の補助金についての考え方で、議論になっておりますのは、平成15年度、16年度はおおむね良好といっているのにそこを返すのかというお話で、市長からもその話を北海道のほうにしているわけですが、その部分については今申し上げたような検査の中身であるから、それが全件を確認して良好といったものではない。したがって、そこを返さなくていいというお話にはならないということです。

それと、先ほどの時効や何かについても、確かに地方自治法なり民法なり関係法令についてのいろいろな解釈があるわけですが、私どもが後志支庁なり、あるいは本庁との話をしている中では、そういう北海道がもう補助金の要綱とかに定めたことに対して、その法律解釈の議論を少なくとも北海道職員は受け付けませんでした。それは小樽市の財務会計規則の中でこういうものがありますので、それが地方自治法の何条と比べてどうですかというお話がなかなかしにくいと同じことです。決して……

（「中村さん、坂本さんはよくわかっていないのですよ」と呼ぶ者あり）

それはそうかもしれません。私どもは北海道と話をするとき、補助金をいただいているから下目から見るとか、そんなことは一切考えていませんし、対等の関係だと思って話をしていますが、北海道の中で決めたこと、それが要綱となって出てきているものについては、私どもから申し上げて変更の余地があるものではないと、そういう一般論的なことがありますので、そのところを御理解いただきたいと思います。

○成田（祐）委員

法解釈の話になると非常にいろいろな解釈の仕方があると思うので、一つに縛らずに、まだまだ考えてほしいというふうには個人的には思います。ちょっとこの部分はまた置いておきまして、現実的に市民の皆さんの不安という部分の話をさせていただきたいと思うのですが、やはり市民の皆さんにとってみると、こういうことがあると税金が使われるのではないかと、そういうところに一番不安があるのです。これが企業だったら当然企業内で欠損の部分をかぶるという感じになるのですが、結局行政の場合は、税金を使うとなると、かぶるのは市民という発想になってしまうと思うのです。

◎金銭トラブルの対応について

そこで、やはりお金にかかわること、特に市民の負担が明らかになる金銭のトラブルというものに関して、何かしっかりした全庁的な対応方法というのは、決められているのでしょうか。例えば、こういったことがあったとき

には何日以内に公表して何日以内にそういった対策の委員会を設ける、話し合いをするであるとか、例えば今回、15 日の建設常任委員会で水道局の話をしようと思っていたのですが、要は何件か水道料金の誤徴収があったのです。そういった誤徴収があったときに、結果的にお金を戻すという話になったときに、最初は30日といって、その次、十何日といって、ころころ返す日が変わったという話らしいのです。そういった部分も含めると、ここで上層部にどこまでそういう情報が上がっているのかという話も、後から私はさせてもらいたいとは思っていたのですが、実際そういうようなころころ変わるということは、やはり全庁的に統一した対応策というものが練られていないと思うのですが、その辺のマニュアル、若しくは対応策というのがあれば、ぜひお聞かせいただきたいのですが。

○（総務）職員課長

庁内で公金を扱っている部署はいっぱいありまして、今、水道局のお話ありがとうございましたけれども、統一的な扱いというのは市としてはないのですが、市民の方々に迷惑をかけないように、わかった時点で速やかに対応していく、そういうことが一番の基本だと思っており、各部署においてもそのように対応しているというふうに思っています。

○成田（祐）委員

ということは、現在のところは、明確にそういうものがルールとして決められて何日以内に公表する、何日以内に対応策をといった対策委員会を発足するみたいなルールはないということだと思います。

○総務部長

先ほど申し上げましたけれども、これだけ多種多様な仕事をしている中で、統一的なマニュアルなどで対応するのはなかなか難しいです。例えば税などでも誤賦課とよく言いますが、これがないとは言えないのです。これだけの件数をやっていますから、年間何十件という誤賦課が間違いなくあるのです。これについてはあった段階で速やかに処理をして迷惑をかけないという対応をしています。ですから、特に賦課業務をやるところ、あるいは先ほど言った税の徴収、水道料金の徴収など、特に金銭面において市民の皆さんと直接かかわるところというのは、もうとにかく起きた段階ですぐ対応するというのが、何日以内というよりも、これは速やかにやるというのが原則ですから、そういった中で各部対応しております。ですから、統一的なマニュアルというよりも、基本的な流れで、それはもう各部長職からの指示も含めて徹底していると思っています。

○成田（祐）委員

先ほどの話を全部通じて、やはり信頼で成り立っているところが非常に大きいというふうに思っています。その信頼で、今までうまくやってきたという部分が、そこで問題が起きてしまったとなると、その信頼がどうなのだという事になり、やはりチェックをしなければならず、今までやらなくてもよかったようなチェックをどんどん増やしていかなければいけないと思うのです。特に、金銭にかかわるトラブルというのが、例えば今回にかかわらず誤徴収や誤請求、若しくは請求漏れといった市民に負担のかかる金銭トラブルというのは、どのようにして、上層部のほうに情報が入っていくのか、どこまででとまってしまうのか、まとめてどこかでそういうのを集めているところがあるのかという部分の仕組みを少しお聞かせいただけますか。

○総務部長

基本的には各部ですから、各部長が責任を持っていろいろな形で処理をしていくことが一義的だと思います。

それから、例えば件数的に多かったり、あるいは金額的な問題があったり、原因がかなりいろいろな事件性があること等については、ほぼ私どものところに報告があります。ですから、それは私どものほうで相談をして、副市長、市長に報告するもの、あるいはしないで原部で解決できるもの、そういう仕分は私どものところでやらせていただいています。そんな中で、小さな案件であれば、各部どまりのものも正直言ってあると思います。ですから、そういう意味では、今、成田祐樹委員から、そう言いながらこういう案件が起きたのだと言われると、これはもう

私も言いわけのしようがなく、これは謝るしかないのですが、起きた事件に対してこれまでと同様のチェック体制とか、これまでと同様の管理職員意識ではたぶん漏れがあるのだらうというふうに理解せざるを得ませんので、いろいろな意味でのチェックの体制や、新しい物の見方といったことをしなければならぬというのは痛感しているところです。

○成田（祐）委員

今おっしゃったように、1 件のミスでも、上まで報告して対応しなければならないことと、住所を間違えたとか本当に単純なミスでその 1 件だけですぐ対応のできるものとかも当然あると思います。ではそれが 10 件ならいいのか、3 件ならいいのかという、やはりその辺の解釈が各部で違ってしまうと、結果的に本当は大したことないと思っただ問題が実は大問題だったということにもなりかねません。その共通の認識がやはり必要で、マニュアルとか、そういう共通の認識をしっかりと明文化したものというのが必要だと思うのです。そういったものをぜひ今後しっかりとチェック体制をする中でつくっていただきたいというふうに思います。

◎損失補てんについて

次に、補てんの話についてお伺いしたいと思います。先ほど副市長もおっしゃっていましたが、こういうトラブルが一回起きてしまった以上、また次ということ絶対市民の皆さんは心配されると思うのです。今回の件に関しては、金額的に内々で補てんできるぎりぎりのラインで、これ以上金額が多かったら、もうたぶんどこかでだれかがもう無理だという話になってざるを得ない額だと思うのです。今回このような同様のトラブルが起きたときに、市民の皆さんからすると、どこかで同じようなことがあったら税金が使われるのではないかと、それで補てんされるのではないかとということが一番心配だと思うのです。近々にあればもう次はできないと先ほど副市長もおっしゃいましたけれども、もしそういう部分でトラブルがあったら補てん方法をどのように今後は決めていくのかというのを少しお聞かせ願えますか。

○副市長

私からもうできないというのは、福利厚生会で出すお金がなくてももうできませんという意味で言ったわけで、今回、切り口としては一般財源を使わないでおこうと、そして、本人の問題ということで整理をし、けれども、この 6,700 万円という数字というのも、近々にそれを財源にしてお金を戻さざるを得ないというような現実的な問題もありましたから。先ほど斎藤博行委員からあったように、やはり金額の多寡だったと思うのです。本人に 6,700 万円をすぐ用意するように言っても、無理であり、そういう意味では職員に協力を求めていくということになります。ですから、少なからずその金額の大小でしょうから、やはり同じようなけ怠、いわゆる重大な過失で損害を与えたものについては、基本的にはやはり本人に損害賠償を求めていくというのが大原則で進めたいというふうには思っています。そのときに本人が戻せる範囲かどうかというのは、当然いろいろなケースの中で判断をしていかなければいけないと思います。

ただ、問題は、やはり一般的な過失というのはありますから、その過失の中で起きたものも、いわゆるすべて要は本人の問題なのだとということで、行政の中でそれを処理しないということにはならないと思いますので、それとこれとはやはり別に分けて整理をしたいとは思っています。

○成田（祐）委員

その金額の多寡という話をおっしゃいましたが、私はこれが 5 万円とか、現実的にすぐ個人で返せる額であればまた話は違うとは思いますが、逆に現実的に返せる金額ではなかった場合、今回とけたが一つ違ったとか、そういうことはもう常識的に二度とありませんとおっしゃりたい気持ちはもちろんあると思うのですけれども、現実一度起こってしまった以上、やはり何かでそういった不備の部分があったからこそ起きているわけで、これが億という単位のお金になって、実際もう当事者も負担できない、だれもできないといったときに、では一体どうするのだと。市の職員も協力もできなくなったときに、結果的に最終的にそれを埋めるのはどこなのだらうという疑問

がどうしても出てしまうのですが、現実的に補てんできない金額になってしまった場合のことというのを少し考えなければいけないのではないかと、非常に厳しい質問になると思うのですが、お答えいただけますか。

○副市長

一般論の話で、先ほちょっと民間の話も裁判の話もしましたけれども、損害賠償請求が1億円来たとなれば、本人は払えないと思います。そのお金はどうするかといったら、市の職員に払えという話にはなりませんので、それはやはり行政的に損失として行政責任を負いながら処理をせざるを得ないのでないかというふうに私は思います。

○成田（祐）委員

その部分で、税金の投入がやむを得ないという場合になったら、これは市民の負担というか、そういう形になってしまわざるを得ないと思うのです。当然そうならないためには、やはり今のチェック体制を二重よりも、三重四重と、もう絶対に事故を起こさないというぐらいの再発の防止という部分が非常に気になるのです。

◎再発防止について

最後に再発防止に関してなのですが、このページに書いてある部分は、当然まだこの後つくられるという話ですが、この部分をもう少し強化しなければいけないと思います。ここに書かれている全職場用、そして各役職に応じていろいろ記述されていますが、その個々の項目というのをだれがどのようにチェックしていくのか。ただこの紙を渡して、これを見て、このとおりにやりましようと言われて、はい、そうですかと言って、何年かたって忘れたなんていう話になるのであれば、結果的にこれは意味のないことだと思うのです。当然そのチェックしたことがわかるように、チェックしたものを紙に落とすとか、後から見直してわかるように、そういった部分が機能しなければ一時的な提案だけで終わってしまうと思うのですが、そういうチェックの部分に関して御説明いただけますか。

○（総務）職員課長

当然委員のおっしゃるように、できたものを配って終わってしまったら形が化してしまうという意味では、そのとおりでと思います。私どもとしましては、これから研修などの項目に入れて改善案として盛り込みながら、しばらく続けてやっていきたいと思っています。

また、チェックについてなのですが、ここに書かれている項目を全部ペーパーにして、それをやっているかどうかというチェックをしていくと、かなり大変な作業になりますので、それはできる範囲でといいますか、例えば係長であれば係員の業務などを年間スケジュールなり、月のスケジュールで把握する中でやられていることをチェックする、それだけでもかなり違うと思いますので、できるところから取り組んでいきたいというふうに考えています。

○成田（祐）委員

特にそれに出ている、出ていないもののチェックだけに限らず、ここではコミュニケーションの部分まで書かれているので、しっかりとコミュニケーションをとるような行いが各部署でされているのか、そういう部分も明確にわかるように、ほかの部署の方が見ても、ここはちゃんとやっているとわかるようなものにしていただきたいと思います。やはりマニュアルとかをつくっても、それが実行されているかどうかのチェックがなければ、紙切れだけで、読まなければ終わりだし、その辺のチェックが大事ではないかというふうに思っています。特に今まではやはり職員の皆さんは、信頼というもので成り立っていたということが大きいと思うので、それが一度こうやって崩れてしまった以上、なかなかそれを回復するのも大変だし、回復するまでやはりそのチェックというか、そういう観察しなければいけないような作業が出てきてしまうのは、やむを得ないと思うのですが、ぜひここに書かれている、少なくともこの再発防止の部分に関しては、今、出ているものもう3倍、4倍ぐらいの内容のものが出てこないかと、とても、他の会派の皆さんもおっしゃっていましたが、まだまだ足りないと思うのですが、

ぜひ最後にその辺をもう少し、今後どのように詰めてまた提案されていくかというところだけお聞かせ願います。

○総務部長

基本的にそれぞれの項目について具体的な項目を含めて整理をして、わかりやすいマニュアルをつくっていきたい。それから、先ほど御指摘を受けましたので、外部の方の御意見なども入れながらつくっていきたいと思っております。

それから、実は意識の改革について、先ほど御指摘を受けまして、やはり基本的に管理職の意識改革というのは非常に大事だと思いました。ですから、従前のように信頼感だけで仕事をしていくということ自体が、やはりそこだけが難しい。ただ、信頼感も大事なことです。それも踏まえながら、何回も言われていますけれども、報告、連絡、相談という、ここの部分の徹底というのがなかなかやはり仕切れない場面がある。そういう意味では、組織として、チームとして仕事をしていくということも、少し訓練しないと、縦系列だけでやっていくとなかなか抜けていくことが多く、その辺もやはり大事な要素だというふうに、思っています。それらも踏まえて、本日もいろいろ御指摘いただきましたので、そのことを含めて一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。